

「三重県教育振興ビジョン」 第三次推進計画

平成 1 7 年 3 月

三重県教育委員会

目 次

第一編 第三次推進計画の基本的な考え方

1 基本的な考え方	1
2 計画の期間	1
3 体系表	2

第二編 事業計画

1 心を大切にすることをめざします

(1) 人権教育の充実	3
(2) 道徳教育の充実	4
(3) 体験を重視した教育の推進	5
(4) ボランティア教育の推進	6
(5) 感性を大切にされた教育の推進	7

2 一人ひとりを大切に、ゆとりある教育をめざします

(1) 少人数教育の推進	8
(2) 障害児教育の充実	9
(3) 通学区域の見直しの推進	10
(4) 入学者選抜制度等の見直し	11
(5) 乳幼児期の教育の充実	12
(6) 中途退学問題への対応	13
(7) いじめ問題への対応	14
(8) 不登校児童生徒への対応	15
(9) 健康教育の充実	16

3 楽しい学校づくりをめざします

(1) 子どもの主体性の尊重	17
(2) 子どものよさを伸ばす指導と評価の充実	18
(3) 安全で快適な学習環境づくりの推進	19
(4) スポーツと教育の推進	21
(5) 教員の資質の向上	22

4	社会の変化に対応した教育をめざします	
(1)	学校の適正規模・適正配置の推進	23
(2)	環境教育の充実	24
(3)	情報教育の充実	25
(4)	国際理解教育の充実	26
(5)	外国人児童生徒教育の充実	27
5	みんなで育てる教育をめざします	
(1)	郷土三重のよさを生かした教育の推進	28
(2)	開かれた学校づくりの推進	29
(3)	地域における子どもたちの活動の機会の確保	30
(4)	地域における子どもたちの活動の場の整備	30
(5)	地域の自然・文化遺産の活用	32
(6)	地域スポーツの推進	33
(7)	家庭の教育力の向上	34
(参考)		
	三重県教育振興ビジョン第三次推進計画における県・市町村・家庭等の 連携について	35

第一編 第三次推進計画の基本的な考え方

1 基本的な考え方

県教育委員会では、三重の教育のあるべき姿を示した「三重県教育振興ビジョン」を平成11年3月に策定し、これを指針として、本県の教育を推進しているところです。

このビジョンでは、いつの時代においても、人として常に心がけていなくてはならないことやしっかりと身につけてはならないことを3つの基本目標として掲げ、その実現のために、5つの重点目標を設定しています。

また、5つの重点目標のもとに31の施策を設定し、このビジョンの計画期間である平成22年度までに取り組むべき事項について、その方向性を示しています。

これまで、第一次推進計画（計画期間：平成11年度から平成13年度まで）、第二次推進計画（計画期間：平成14年度から平成16年度まで）を策定し、これに基づいて、具体的な施策の展開を図ってきたところです。

今後も、本県の教育行政を着実に進めていくため、施策ごとの取組方向や主な取組内容を取りまとめた、「三重県教育振興ビジョン第三次推進計画」を策定し、本県の教育の指針とします。

「第三次推進計画」においては、教育行政を取り巻く状況の変化や次代を担う子どもたちに関わる様々な環境の変化等から生じている新たな課題への対応策についても、計画の中に位置づけていくこととします。

平成16年4月から、おおむね10年先を見据えた県政の目指すべき将来像とその実現に向けた筋道を示した総合計画「県民しあわせプラン」がスタートしました。

「三重県教育振興ビジョン」は、この総合計画を補完する教育分野の個別計画として位置づけられており、第三次推進計画についても、総合計画と一体となった施策の展開が図られるよう策定することとします。

教育に関する施策は、県教育委員会、市町村教育委員会、学校、家庭、地域などが連携してそれぞれの役割を果たし、総合的に取り組むことが重要です。このため、この計画における主な取組内容について、県が主体となって取り組むもの、市町村や家庭、地域に期待されるもの等に分類・整理し、連携して取組を進めてまいりたいと考えています。

2 計画の期間

計画期間は、平成17年度から平成18年度までの2年間とします。

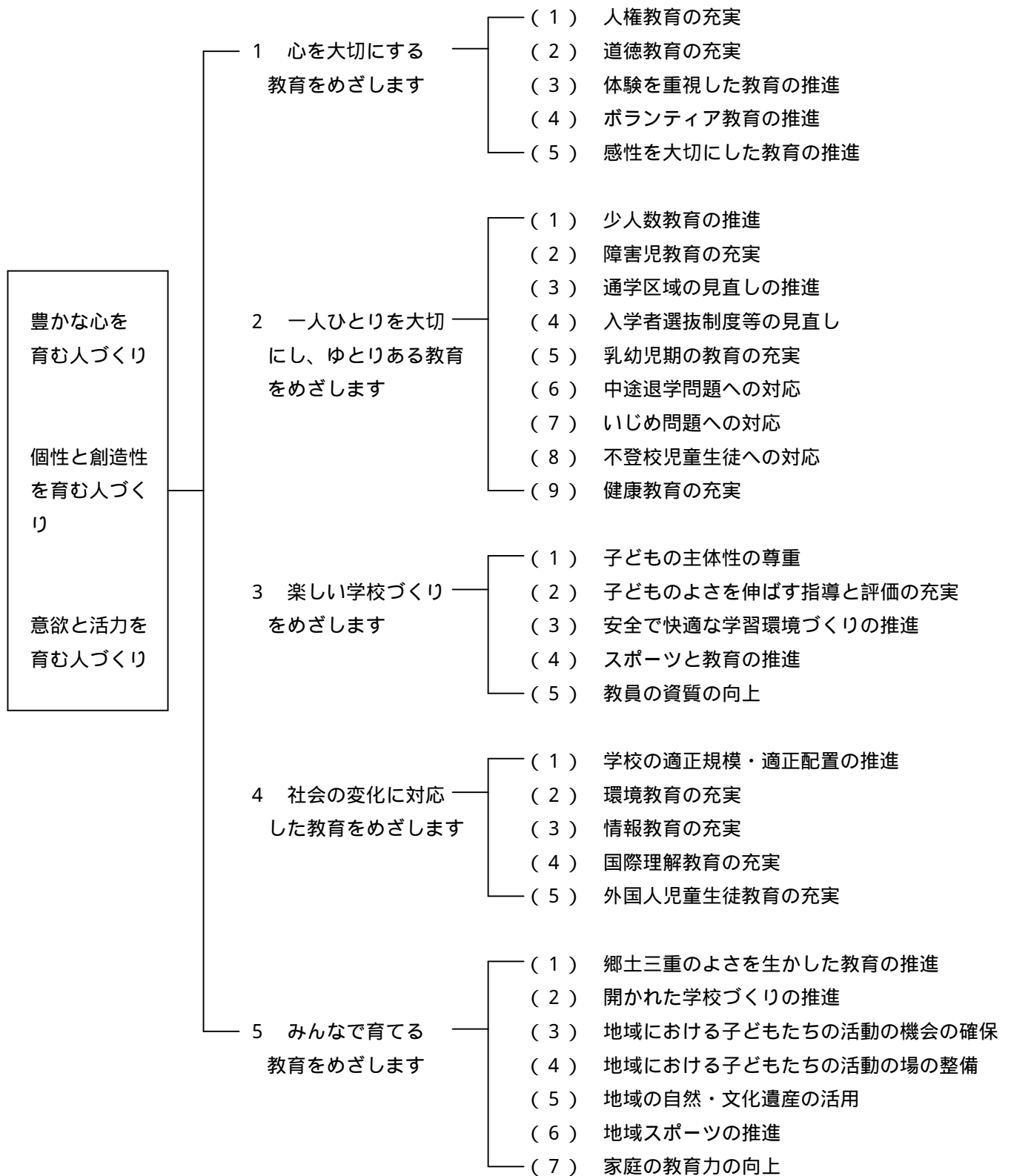
「県民しあわせプラン」を的確に進行管理するための中期実施計画として策定された、県民しあわせプラン戦略計画の計画期間が、平成18年度までであることから、この戦略計画と整合性を図りながら、各種事業の実施や進行管理を行うこととし、「第三次推進計画」の計画期間についても、平成18年度までとします。

3 体 系 表

基本目標

重点目標

施 策



第二編 事業計画

1 心を大切にせる教育をめざします

1 (1) 人権教育の充実

【現状と課題】

子どもたち一人ひとりがその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解するとともに、自分の大切さと他の人の大切さを認め、具体的な態度や行動をとれるようにすることが大切です。

そのため、本県では、「三重県人権教育基本方針」に基づき、同和問題・子ども・女性・障害者など、あらゆる人権問題の解決を図るための取組を実施しています。

しかしながら、学校現場や地域社会においては、差別事象・事件があとを絶たず、その解消のため、人権教育の充実が求められています。

【今後の取組方向】

各学校において児童生徒や教職員が豊かな人権感覚を身につけ、「人権教育推進計画」や「人権教育推進協議会」を生かした人権感覚あふれる学校づくりをめざし、学校・地域・保護者が一体となった取組を推進します。

【平成18年度までの主な取組内容】

人権尊重の学校づくりの推進

- ・ 地域とともに学校づくりを行う拠点校（ビーコンスクール）を指定し、子ども・保護者・地域住民などが参加するネットワークづくりを進め、学校や地域における人権意識の高揚を図ります。
- ・ 各学校において策定した「人権教育推進計画」に基づいて、教職員が一体となった人権尊重の学校づくりを進めます。
- ・ 各中学校に人権教育生徒用教材を配布し、その活用を図ります。

指導者の養成

様々な人権問題について教職員の理解と認識を高めるための研修会を実施し、指導者としての人材を養成します。

市町村への支援

- ・ 市町村人権教育担当者への研修会の開催や、人権教育推進にあたっての課題等について助言を行うなど、市町村において人権教育基本方針が策定されるよう支援します。
- ・ 人権教育のリーダー養成や地域住民の組織化を進める取組に対して支援します。

啓発冊子等の作成

県人権センターにおいて、児童生徒にも親しみやすい人権啓発冊子等を作成・配布するとともに、人権に関するポスター作品の募集を通じて、人権が尊重される社会の理念の普及を進めます。

（生活部）

【数値目標】

施策目標項目	現状値(平成15年度)	平成18年度の目標値
県内市町村における人権教育基本方針策定率()	43%	65%

人権尊重の社会文化を構築するために主体的に活動できる人づくりをめざす、人権教育基本方針を策定している市町村の割合

1 - (2) 道徳教育の充実

【現状と課題】

地域社会における人間関係の希薄化や核家族化、少子化に加え、自然体験や生活体験の不足など、子どもたちを取り巻く状況は大きく変わってきています。

このため、学校、家庭、地域が十分連携を図りながら、子どもたちの豊かな人間性や倫理観、社会性など、いつの時代でも変わらない人間として大切なものを育む道徳教育の充実が重要になっています。

幼稚園では、道徳性の芽生えを培い、小・中学校では、道徳の時間をはじめとする学校教育全体を通して、生命を大切に作る心や他人を思いやる心を育て、善悪を判断する力を育成しています。また、人や自然とのふれあいを通じた体験活動や地域の人々の積極的な参加を得た取組により、道徳教育の充実を図っています。

道徳教育の一層の充実を図るためには、校長がリーダーシップを発揮して校内の協力体制を構築し、全教職員が計画的に推進することが必要です。

【今後の取組方向】

子どもたちの発達段階に応じて、ボランティア活動などの社会奉仕体験活動や自然体験活動をはじめ、様々な体験活動を家庭や地域の人々の協力により行うなど、開かれた道徳教育の充実を図ります。

子どもたちが、幼稚園や小学校低学年から命の大切さや善悪の判断、社会のルールなどを学び、思いやりの心を育てるなど道徳教育の充実を図ります。

学校のリーダーである管理職や教員を対象とした道徳教育の研修を充実し、指導力の向上を図ります。

【平成18年度までの主な取組内容】

開かれた道徳教育の推進

地域の人材の協力や体験活動を生かした開かれた道徳教育の取組などを道徳教育推進校の協議会で取りまとめ、各学校に広めます。

幼稚園や小学校低学年からの道徳教育の充実

道徳教育専門研修を開催し、教職員の指導力の向上を図るとともに、指導主事の学校訪問を通して、幼稚園や小学校低学年から、命の大切さや思いやりの心を育てる指導を繰り返し行います。

道徳教育推進講座の開催

管理職等を対象とした道徳教育推進講座（研修会）を開催し、学校において道徳教育を推進する教職員の指導力向上に取り組みます。

【数値目標】

施策目標項目	現状値(平成16年度)	平成18年度の目標値
道徳の時間に地域の人材を活用した小・中学校数	44校	80校

1 - (3) 体験を重視した教育の推進

【現状と課題】

子どもたちの豊かな人間性や社会性などを育むためには、発達段階に応じて自然体験活動や社会奉仕体験活動をはじめ、様々な体験活動を推進していくことが大切です。

具体的には、自然と人間との関わりや、働くことの楽しさや大切さを知ったり、働く人々の様々な思いや社会的マナーの必要性を理解するなどの体験活動を行っており、今後もこのような活動を教育課程に位置づけ、指導方法の工夫改善を図る必要があります。

また、進路をめぐる環境が大きく変化する中で、児童生徒が社会人・職業人として自立していくために、体験的な学習を通して児童生徒の社会性や勤労観・職業観を育成する必要があります。

【今後の取組方向】

児童生徒の「生きる力」を育成する観点から、各教科や総合的な学習の時間などにおいて自然体験活動や社会奉仕体験活動、高齢者など様々な人々とのふれあいや交流など、豊かな体験活動の充実を図ります。

望ましい勤労観・職業観を育成するために、職場体験やインターンシップ等の体験的な学習をさらに充実し、児童生徒一人ひとりの発達段階に応じ、小・中学校段階からキャリア教育を推進します。

【平成18年度までの主な取組内容】

体験を重視した教育活動の実施

- ・ 小学校の生活科では、児童の生活している場所に出かけ、地域の人々から話を聞くなどの学習活動を行うとともに、小・中学校の総合的な学習の時間で自然体験やボランティア活動などの社会体験活動を行うなど学校教育全体を通して体験的な学習を実施します。
- ・ 体験活動を推進しているモデル校における取組の成果を小・中学校に提供するなど、体験的な学習を推進します。

専門性を生かした体験的な学習の推進

- ・ 産業界と専門高校等が連携し、企業での連続した実習や年間を通じた実習を通して専門的な知識や技術・技能を身につけ、望ましい勤労観・職業観を育成する日本版デュアルシステム^(注1)を推進します。
- ・ 仕入れから商品販売までの実践的な学習を通して、将来、経営に参画できる人材を育成する「起業家精神の育成及びベンチャービジネス学習」を実施します。

高校生のインターンシップの推進

受け入れ企業の開拓を積極的に行うなど、高校生のインターンシップを充実し、生徒が職業や仕事に直接携わることで、望ましい勤労観・職業観の育成や学習意欲の向上等を図ります。

(生活部、教育委員会)

中学生の職場体験の推進

中学生の望ましい職業観や「生きる力」を育むとともに、地域の人々とのふれあいを通じて、「地域の子どもは地域で守り育てる」という気運を醸成するため、地域ぐるみで職場体験活動を進めます。(生活部)

【数値目標】

施策目標項目	現状値(平成16年度)	平成18年度の目標値
インターンシップを実施している高等学校数	30校	35校

(注1)日本版デュアルシステム：企業において、長期の実習を実施することにより、学校で学びながら実際の就業に必要な技術・技能を身につけた人材を育成する教育システム

1 - (4) ボランティア教育の推進

【現状と課題】

災害に対する復旧活動に多くのボランティアの人たちが活躍するなど、ボランティア活動への参加意識は高くなっています。

ボランティア活動は、心豊かな社会づくりに貢献するとともに、地域社会の一員であることを自覚し、精神的な充足感を得るなど、豊かな人間性や社会性を培うことができます。

平成13年7月には、学校教育法が改正され、ボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動等の充実に努めるとともに、社会教育関係団体等との連携に十分配慮することが規定されました。

小・中・高等学校においては、学校の周辺や公園、海岸等の清掃、牛乳パックや空き缶の回収などの環境に関わるボランティア活動や、老人ホームなどの福祉施設を訪問して、高齢者の話し相手や介護の手伝いなどを行う福祉ボランティア活動などを実施しています。

また、高等学校においては、ボランティア活動による特色ある学校づくりやボランティア活動の単位認定、ボランティア部活動等を行っています。

【今後の取組方向】

ボランティア教育を推進するための校内体制を整備するとともに、各教科や特別活動及び総合的な学習の時間において、ボランティア活動の意義や目的を理解し、積極的にボランティア活動に参加しようとする意欲や態度を育成します。

学校間及び学校と地域の関係機関等との間で、ボランティア活動に関する情報ネットワークづくりを進めます。

【平成18年度までの主な取組内容】

ボランティア活動の充実

- ・ 各学校における、学校行事や総合的な学習の時間の活用、ボランティア部活動など、ボランティア活動の取組を促進します。
- ・ 高等学校において、ボランティア活動を通じた特色ある学校づくりを進めます。
- ・ ボランティア活動の単位認定制度を定着させていきます。
- ・ ボランティア活動に関する教員の研修を充実します。

地域と連携したボランティア活動の推進

ボランティア活動を進めている学校間や学校とボランティア活動に関する団体等との連携を充実し、ボランティア活動に関する情報提供が円滑に行われるよう支援します。

【数値目標】

施策目標項目	現状値(平成16年度)	平成18年度の目標値
ボランティア活動を実施している高等学校数()	40校	45校

学校行事や総合的な学習の時間及び学校設定科目としてボランティア科目を設置し、ボランティア活動の意義や目的を学習する取組を進めている学校数

1 - (5) 感性を大切にした教育の推進

【現状と課題】

子どもたちが、美しいものを素直に美しいと感じたり、自然や芸術を愛する心など豊かな感性を育む機会を確保することが重要となっています。

このため、学校においては、美術館などでの芸術鑑賞や、地域の人々による演奏会や伝統芸能の講演会を実施するなど、本物の文化芸術に直接ふれる機会を大切に、児童生徒が優れた文化芸術に触れ、親しみ、創造する機会の充実を図っているところです。

読書も子どもたちの豊かな心や感性を育むうえで大切なもののひとつですが、児童生徒の活字離れが危惧されています。そのため、多くの学校において、読書活動を言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにするなど、人生を豊かに生きていくうえで欠かすことのできないものと位置づけ、朝の読書活動など全校一斉の読書活動も行われています。

【今後の取組方向】

児童生徒が文化芸術に親しみ、豊かな感性が育まれるよう、芸術を鑑賞したり、地域の文化芸術活動を体験・鑑賞するなど、本物の文化芸術にふれる機会を充実します。

地域で活躍している専門の指導者により授業を行うなど、学校における文化芸術活動の活性化を図ります。

生徒が文化芸術を通じた交流を深めるため、高等学校芸術文化祭の内容を充実します。

読書活動が、子どもたちの生活の中に着実に浸透・定着するよう、学校、家庭、地域における子ども読書活動を推進します。

【平成18年度までの主な取組内容】

本物の文化芸術にふれる機会の充実

- ・ 学校において、舞台芸術の鑑賞や文化芸術財団等が主催する文化芸術公演の実施等に加え、総合的な学習の時間等で芸術家による授業を行うなど、児童生徒が優れた文化芸術にふれる機会を提供します。
- ・ 地域で活動する文化団体や文化人等のボランティアと文化芸術活動を進めようとする学校との間をコーディネートするなど、学校における文化芸術活動を支援します。(生活部)
- ・ 美術館や博物館の巡回展示を学校等で実施し、児童生徒に芸術鑑賞の機会を提供します。

学校文化部活動の充実

- ・ 文化部活動へ、地域で優れた活動を行っている芸術家や伝統芸能の保持者等を外部指導者として派遣します。
- ・ 高等学校の文化部活動の県内公式大会への参加を支援します。

高等学校芸術文化祭の充実

- ・ 県高等学校芸術文化祭の開催規模の拡大を図ります。
- ・ 全国高等学校総合文化祭、近畿高等学校総合文化祭への出演や出展を支援します。

家庭・地域における読書活動の推進

「三重県子ども読書活動推進計画」に基づき、保護者への啓発、学校などでの指導者の養成、地域の読書関係団体の活性化等について支援します。

【数値目標】

施策目標項目	現状値(平成15年度)	平成18年度の目標値
全国・近畿高等学校総合文化祭、みえ高文祭、部門大会への総参加生徒数	5,360人	6,500人

2 一人ひとりを大切にし、ゆとりある教育をめざします

2 - (1) 少人数教育の推進

【現状と課題】

小学校低学年の児童は、遊びを活動の中心とする幼稚園、保育所生活から、授業を活動の中心とする学校生活へと環境が大きく変化することから、規律ある行動ができない、授業に集中できないなどの状況が課題となっています。

こうしたことから、平成15年度から、基本的生活習慣や基礎・基本の学力の定着をめざし、小学校1年生において30人を基準とした学級編制(下限25人)を実施しました。

平成16年度に、国が総額裁量制を打ち出したことから、少人数教育の定数を活用して、30人学級等の少人数学級編制ができるようになりました。

その結果、基本的生活習慣や基礎・基本の学力の定着をより確実なものとするため、小学校低学年である1年生に加え、2年生でも30人を基準とした学級編制(下限25人)を実施しているところ です。

一方、中学校では、特に中学校1年生において学習面や生活面での学校環境の変化が著しく、不登校や問題行動などが課題となっており、生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導を行うことが必要で す。

【今後の取組方向】

30人や35人を基準とした少人数学級編制(下限25人)や、特定の教科における少人数授業、ティームティーチングなど、児童生徒一人ひとりの実態や各学校の課題に応じたきめ細かな少人数教育を支援します。

30人学級等少人数学級を実施する学校においては、児童生徒の基礎・基本の学力や基本的生活習慣がどの程度身についているかなど、学習面、生活面について、その成果を検証します。

【平成18年度までの主な取組内容】

少人数教育の推進

- ・ 小学校1、2年生で30人を基準とした学級編制(ただし、下限を25人とする)を実施し、児童一人ひとりに応じたきめ細かくいきとどいた教育を行うことにより、基本的生活習慣や基礎・基本の学力の定着をより確実なものとしします。
- ・ 中学校1年生で35人を基準とした学級編制(ただし、下限を25人とする)を実施し、基礎・基本の学力の定着を図るとともに、不登校や問題行動などを減少させ、生徒一人ひとりが充実した中学校生活を送ることができるようにします。
- ・ 児童生徒一人ひとりの実態や各学校の課題に応じたきめ細かな少人数教育を支援するため、非常勤講師を配置します。

少人数学級の効果の検証

30人学級等少人数学級のあり方について検討するため、40人学級と比較したかたちで、授業参観や教員・保護者等へのアンケート調査を実施します。

【数値目標】

施策目標項目	現状値(平成16年度)	平成18年度の目標値
児童生徒の授業の理解度 ()	82.8%	85%

児童生徒が授業の内容を理解した割合(小・中学生を対象に、それぞれの学校生活に対する意識調査を実施し、その中で「授業がわかる」と回答した児童生徒の割合)

【現状と課題】

障害のある子どもたちが、その可能性を十分に伸ばし、社会的自立に必要な力を培うためには、一人ひとりの教育的ニーズを把握して、適切な教育的支援とともに、関係機関との連携を行うことが重要です。

従来の障害児教育の対象だけでなく、LD（学習障害）やADHD（注意欠陥／多動性障害）などの児童生徒への対応を含め、一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な指導及び支援を行う「特別支援教育」への移行については、小・中学校での推進体制や、盲・聾・養護学校の特別支援学校への転換など様々な課題もあり、国において制度等に関する検討が進められています。本県においても、国の研究モデル事業を中心に、学校での特別支援教育推進体制の整備など現行制度上で実施できることから取り組んでいます。

また、近年の経済状況を反映し、就労先等の開拓が年々困難な状況にあるため、教育・福祉・労働等の関係機関が連携し、職業教育の充実や就労等の支援に努めています。

医療的ケアを必要とする児童生徒に対しては、看護師免許を有する者の配置等の支援を継続して実施していく必要があります。

【今後の取組方向】

特別支援教育については、国での審議状況も踏まえ、本県における今後の特別支援教育のあり方の検討を進めるとともに、円滑な移行に向けた準備を進めます。また、障害のある児童の就学について、早期からの相談支援体制の整備を図ります。

障害のある生徒の社会的自立を支援するため、労働、福祉、医療等の関係機関と連携して職業教育の充実に取り組みます。

医療的ケアを必要とする児童生徒が、安心して学校生活を送れるよう、支援体制の整備を進めます。

【平成18年度までの主な取組内容】

特別支援教育への円滑な移行

- ・ 「三重県における今後の特別支援教育のあり方検討委員会」を設置し、本県の特別支援教育に関する基本的な視点及び方向性について検討を進めます。
- ・ 特別支援教育を推進するためのモデル地域での取組や特別支援教育コーディネーターの養成等、各学校での推進体制を整備します。
- ・ 盲・聾・養護学校については、教育相談体制の充実や小・中学校との研修機会の共有化を進めるなど、地域における障害児教育センター的役割を果たすための体制を整備します。

障害児の就学前支援体制の充実

障害のある児童の早期からの教育相談、療育、就学支援等にかかる地域ネットワークを構築します。

地域と連携した障害児者の社会的自立の支援及び共同学習の推進

- ・ 市町村や企業、教育、福祉、医療、労働等関係機関が連携を強化し、適切な支援を行う個別の教育支援計画の策定や地域での就労支援体制の整備を進めます。
- ・ 他校・園の幼児児童生徒との共同学習や地域の人々等とのふれあいの機会を設けるなど、学校内外での交流を進めます。

養護学校における医療的バックアップ体制の整備

経管栄養・吸引・導尿等の医療的ケアを必要とする児童生徒の教育と健康を支えるため、養護学校に看護師を配置し、医療的バックアップ体制の整備に取り組めます。

【数値目標】

施策目標項目	現状値(平成16年度)	平成18年度の目標値
特別支援教育コーディネーターの配置(累計)	300人	700人

2 - (3) 通学区域の見直しの推進

【現状と課題】

平成13年に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、高等学校の通学区域の指定に係る規定が削除され、高等学校の通学区域を設けることについては、設置者である都道府県教育委員会等に委ねられることになりました。

平成15年3月に実施した県立高等学校の入学選抜では、普通科・理数科において、通学区域外から入学できる枠を設定し、各校5%～15%の生徒が、通学区域外から入学できることとなりました。

その実施状況も踏まえ、平成16年1月に「三重県立高等学校通学区域に関する規則」を一部改正し、普通科・理数科については、通学区域に関する線引きは現行のままとし、隣接する通学区域の高等学校に入学志願できるものとししました。

さらに、現在、市町村合併が進められていることから、県立高等学校における通学区域の線引きを整理する必要があります。

また、盲・聾・養護学校の通学区域についても、これらの特別支援学校への転換や、市町村合併等に伴った通学区域の整理を進めることが必要です。

小・中学校の通学区域については、各市町村等教育委員会において、地域におけるそれぞれの実情や保護者の意向に配慮して、学校指定の変更、区域外就学の弾力的運用など、多様な方法で設定されているところです。

【今後の取組方向】

高等学校の通学区域については、今後の入学選抜の実施状況や中学生の進路希望状況等を踏まえ、現状と課題を検証しながら慎重に検討を続けていきます。また、市町村合併に対応した通学区域の線引きを整理します。

盲・聾・養護学校の通学区域についても、特別支援学校への転換や市町村合併等に伴い、児童生徒の障害の状態や地域の実情等に配慮した通学区域の整理を進めていきます。

2 - (4) 入学者選抜制度等の見直し

【現状と課題】

子どもたちが、自ら学び、未来を切り拓いていこうとする意欲や、社会の変化に柔軟に対応できる能力を培うためには、明確な目的意識を持って高等学校に入学できる入学者選抜制度の充実が必要です。そのため、推薦入学^(注1)や特色化選抜^(注2)を実施する等、入学者選抜制度の多様化を図ってきたところです。今後も、これまでの成果や課題について検証し、子どもたちが、自分にあった進路を主体的に選択できる入学者選抜制度の改善に取り組む必要があります。

中高一貫教育を実施している4地域（飯南、白山・美杉、紀伊長島・錦、南勢）については、6年間の計画的・継続的な教育活動を展開し、生徒の個性や創造性を伸ばすことを目的に簡便な方法による入学者選抜を実施しています。

また、意欲や能力のある高校生が、より高いレベルの教育にふれるための大学との連携教育については、今後もその充実を図る必要があります。

【今後の取組方向】

子どもたちの多様な個性や興味・関心等を踏まえて、高等学校の入学者選抜制度のあり方を検討するとともに、推薦入学や特色化選抜、自己選択選抜^(注3)等の充実など、選抜方法の多様化についても一層の改善を進めます。

中高一貫教育については、連携型実施校の教育活動の改善充実に取り組むとともに、中高6年間を見通した特色ある中等教育のあり方を研究します。

地域の大学との連携教育については、連携授業を充実する等、一層の推進を図ります。

【平成18年度までの主な取組内容】

入学者選抜制度の見直し

平成16年度三重県立高等学校入学者選抜制度検討委員会における、これまでの入学者選抜制度の成果と課題についての検討を踏まえ、制度の簡素化、受験機会の複数化、志願者の主体性の尊重という3つの観点に沿って、一層の改善を図ります。

中高一貫教育の改善充実

三重県中高一貫教育改善充実研究会議における、連携型中高一貫教育実施校の成果と課題についての検証結果を踏まえ、教育課程の編成などにおいて計画的・継続的な教育活動の一層の改善を図ります。また、本県における今後の中高一貫教育のあり方について研究します。

【数値目標】

施策目標項目	現状値(平成16年度)	平成18年度の目標値
特色化選抜を実施している高等学校数	15校	21校

(注1)「推薦入学」: 中学校長の推薦に基づいて生徒が志願し、学力検査は行わず、調査書、面接又は「自己表現」、作文の結果等を資料として行う選抜。

(注2)「特色化選抜」: 2教科以内の基礎的な内容の学力検査、調査書、学校の指定した検査等の結果等を資料として行う選抜。

(注3)「自己選択選抜」: 国語、数学、英語の基礎的な内容の学力検査又は美術、体育の技能検査の5つから、志願者が選択した1つの検査の結果、面接、調査書等を資料として行う選抜。(いなべ総合学園高等学校のみで実施。)

2 - (5) 乳幼児期の教育の充実

【現状と課題】

幼稚園や保育所は、幼児が家庭での生活を基礎として、家庭ではできない様々なことを体験することにより、人との関わり方などの社会性を身につける大切な場所であり、その機能の充実が求められています。

幼稚園は地域の幼児教育センターとして機能するよう施設の開放等が進められていますが、保護者や地域のニーズに応じて子育てに関わる情報提供や相談などについて、充実を図る必要があります。

また、幼稚園での教育が、小学校以降の生活や学習の基盤になるという認識のもと、小学校低学年の児童がスムーズに学校生活を送れるよう、幼稚園と小学校との連携が求められています。それぞれの教職員が教育内容を理解し合うとともに、連携のあり方について協議する機会を持つことが必要です。

幼稚園と保育所との連携については、国の特区制度を活用した幼保一元化の取組や幼稚園と保育所との総合施設のあり方についての検討が進められています。今後、保護者や地域の多様なニーズに応じた教育（保育）を総合的に検討することが必要です。

【今後の取組方向】

幼稚園が地域の幼児教育センターとしての役割を果たすよう、市町村の取組を支援します。

幼稚園教育の充実のため、教職員の資質や指導力の向上を図ります。

幼稚園と保育所及び幼稚園と小学校が、それぞれの連携を進めることにより、乳幼児期の教育の振興を図ります。

【平成18年度までの主な取組内容】

地域に根ざした乳幼児教育の推進

- ・ 幼稚園が有している子育てに関する情報を保護者や地域へ提供するとともに、乳幼児を持つ保護者を対象とした子育て相談の充実や施設の開放等に関わる市町村の取組を支援します。
- ・ 保護者や地域の意見を幅広く聞くため、幼稚園における学校評議員制度等の導入を促進します。

幼稚園教育課程研究協議会の開催

教員の指導力の向上のために、幼稚園の教育課程の編成及び指導上の諸問題について協議する幼稚園教育課程研究協議会を開催して幼稚園教育の充実を図ります。また、保育士の参加も求め、教育（保育）内容における、幼稚園と保育所との連携を進めます。

幼稚園と保育所、幼稚園と小学校の連携への取組

幼稚園と保育所の総合施設のあり方や、幼保及び幼小の連携のあり方についての取組を研究します。

【数値目標】

施策目標項目	現状値（平成16年度）	平成18年度の目標値
学校評議員を置いている幼稚園の割合	2.5%	10%

2 - (6) 中途退学問題への対応

【現状と課題】

平成15年度の高等学校における中途退学者数は、全日制745人（前年度比14人減）、定時制225人（前年度比22人増）となっており、高等学校教育の大きな課題の一つとなっています。

目的意識を持たずに入学したり、高校生活に意義や魅力を感じることができないなどが主な原因です。

生徒や保護者が高等学校に関する情報を正しく把握できるように、各高等学校がホームページにより教育情報を発信しています。全日制では平成17年度までに、定時制・通信制では平成18年度までに年間授業計画（シラバス）を作成し、公開することとしています。

また、各校では中学生の体験入学を実施し、高等学校での実際の生活や学習の様子を紹介しています。

高校入学後には新入生オリエンテーションや宿泊研修を実施するなど、高校生活への適応を図っています。また、学習面でのつまずきを明らかにしたり、学習意欲を引き出したりする、わかる授業を行うなど学習面での適応を図っています。

【今後の取組方向】

中学生が目的意識を持って進学できるよう、各高等学校において、ホームページによる教育情報の発信や体験入学、授業公開、シラバスの公開等を進めます。

また、高校生活へスムーズに適応できるよう、ガイダンスやカウンセリング等の一層の充実を図ります。

生徒の学ぶ意欲を尊重するため、転・編入学、復校制度の柔軟な運用を進めるとともに、各高等学校の生徒指導担当教員の資質を高め、校内の生徒指導体制の充実を図ります。

【平成18年度までの主な取組内容】

高校生活への適応推進

- ・ 各高等学校の教育課程やクラブ活動等について、中学生に向けての情報発信を進めます。
- ・ 中学校と高等学校との連携を強化し、中高進路指導懇談会等において、中学校・高等学校を通じた一貫した進路指導のあり方を協議します。
- ・ シラバスの作成及び充実を図り、体験入学等の機会を通じて中学生や保護者へ配布するとともに、高校入学後はわかりやすい学習案内として活用します。
- ・ 新入生向けガイダンスを充実します。
- ・ わかる授業や楽しい授業の実施など、学習面における適応を進めます。
- ・ 一人ひとりの生徒の心の悩みに対応したカウンセリングの一層の充実を図ります。

特別選抜制度の充実

入学者選抜において、中途退学者等を対象とした特別選抜制度を充実します。

転・編入学、復校制度の柔軟な運用の推進

生徒の学ぶ意欲を尊重するため、転・編入学や復校制度を柔軟に運用します。

校内生徒指導体制の充実

各学校における生徒指導の中心となる教員の資質向上のため、基礎講座及び事例検討の研修会を各ブロック単位で開催します。

【数値目標】

施策目標項目	現状値（平成15年度）	平成18年度の目標値
中途退学者のうち「学校生活・学業不適応」の占める割合	48%	45%

【現状と課題】

(いじめ問題)

いじめの発生件数は、平成13年度以降減少傾向にありますが、全国と比較すると、依然として憂慮すべき状況(平成15年度の1,000人当たりの発生件数は1.9件で全国13位)にあります。

児童生徒が一人で悩みを抱えることなく、安心して学校生活が送れるよう、平成16年度には中学校を中心に90校にスクールカウンセラーを配置するとともに、小学校においては、「子どもと親の相談員」を20校に配置しました。また、教職員のカウンセリング研修を行い、児童生徒の心の相談体制の充実に努めています。

(暴力行為)

暴力行為は、平成13年度に過去最高(2,423件)となりましたが、以後、大きく減少(平成15年度 1,081件)しています。しかしながら、対教師暴力や生徒間暴力などの悪質な事案については、依然として厳しい状況にあります。

学校内の生徒指導体制を充実するため、平成15年度から小・中・高等学校の生徒指導担当教員を対象に生徒指導リーダー研修を実施するとともに、学校が家庭・地域・関係機関と連携して、児童生徒の社会性や規範意識を育むための取組(平成16年度39校)を進めています。

【今後の取組方向】

いじめ等児童生徒の問題行動には、様々な背景が考えられることから、スクールカウンセラーの配置を拡充するとともに、教職員のカウンセリング能力の向上を図り、学校における教育相談体制の整備を進めます。

学校における対応だけでなく、家庭・地域・関係機関等との連携を一層進め、生徒指導に関する総合的な取組を進めます。

学校を児童生徒にとって、楽しく学び、いきいきと活動できる場とするため、教職員が日頃から児童生徒との信頼関係を築き、きめ細やかで積極的な生徒指導を推進するとともに、校内生徒指導体制の一層の充実に努めます。

【平成18年度までの主な取組内容】

スクールカウンセラー等の配置の充実

暴力行為等生徒指導上の課題を抱えた3学級以上の中学校(一部の高等学校)を対象として、計画的にスクールカウンセラー等を配置するとともに、スクールカウンセラー等を活用して小学校と中学校とが連携した相談体制の拡充を進めます。また、小学校には「子どもと親の相談員」等の配置を進めます。

教職員へのカウンセリング研修の実施

教職員のカウンセリング能力を高める研修を実施し、カウンセリングの専門性を備えた教職員を各学校に配置します。

学校・家庭・地域の連携の推進

- ・ 学校を拠点に、保護者や地域の人々が、子どもたちと一緒に取り組む地域活動を支援するとともに、個々の生徒に対応した地域ネットワークによる「サポートチーム」の編成に取り組みます。
- ・ 学校警察連絡協議会を通じて、警察との連携を一層推進します。
- ・ 日常、様々な形で子どもたちに接している地域の指導者が、週末や放課後に子どもたちへの統一した関わりを通じて、規範意識や社会性を育むとともに、声かけや地域行事への参加を働きかけるなどの取組を進めます。

校内生徒指導体制の充実

- ・ 各学校における生徒指導の中心となる教員の資質向上のため、基礎講座及び事例検討の研修会を各ブロック単位で開催します。 < 2 - (6) 中途退学問題への対応の再掲 >
- ・ 生徒指導上の課題を抱える中学校・高等学校に対して、豊かな経験や専門的知識をもった人材を適時に派遣し、問題行動等への適切な対応を支援します。

【数値目標】

施策目標項目	現状値(平成16年度)	平成18年度の目標値
スクールカウンセラーが配置されている学校数	90校	120校

【現状と課題】

平成15年度の不登校児童生徒は、1,891人であり、そのうち登校できるようになった児童生徒の割合は30%（全国平均27%）に止まっており、不登校児童生徒への対応は、学校教育の根幹に関わる課題です。

現在、中学校を中心にスクールカウンセラーを90校に配置するとともに、県総合教育センターにおいて、教職員のカウンセリング研修を行うなど、児童生徒の心の相談体制の充実を進めています。

また、市町村により設置された県内19か所の教育支援センター等を中心に、学校・家庭・関係機関が緊密に連携した地域ぐるみのサポートネットワークの整備が図られています。

今後は、学校及び民間施設も含めた関係機関による適切な関わりを充実させることにより、個に応じたあり方や生き方を尊重するという観点から、不登校児童生徒の社会的自立をより一層支援する必要があります。

【今後の取組方向】

スクールカウンセラーの配置を拡充するとともに、教職員のカウンセリング能力の向上を図り、学校における教育相談体制を充実します。

教育支援センター指導員の資質向上研修を実施するなど、教育支援センター等の活動を支援します。また、県総合教育センターにおいても総合的な教育相談体制の充実を図ります。

市町村との協働により、引きこもり傾向の児童生徒等への訪問指導の充実及び学習や活動できる居場所の拡大など、不登校児童生徒が自らのあり方や生き方を主体的に考えることができるよう支援します。

【平成18年度までの主な取組内容】

スクールカウンセラー等の配置の充実

暴力行為等生徒指導上の課題を抱えた3学級以上の中学校（一部の高等学校）を対象として、計画的にスクールカウンセラー等を配置するとともに、スクールカウンセラー等を活用して小学校と中学校とが連携した相談体制の拡充を進めます。また、小学校には「子どもと親の相談員」等の配置を進めます。＜2 - (7) いじめ問題への対応の再掲＞

教職員へのカウンセリング研修の実施

教職員のカウンセリング能力を高める研修を実施し、カウンセリングの専門性を備えた教職員を各学校に配置します。＜2 - (7) いじめ問題への対応の再掲＞

教育支援センターの活動支援及び専門的な教育相談の充実

- ・ 教育支援センター連絡協議会や指導員等の研修会を開催します。
- ・ 各地域において、教育支援センターが中心となり、学校・家庭・関係機関等の情報交換や相互に協力して不登校児童生徒や保護者を支援するなどのネットワーク体制を整備します。
- ・ 県総合教育センターにおける専門的知識を活用した教育相談を充実します。

不登校児童生徒の社会的自立支援

- ・ 教育支援センター指導員やボランティア等を家庭に派遣する市町村を支援して、訪問指導の拡充を図り、不登校児童生徒や保護者に対して適切な働きかけや支援を行います。
- ・ フリースクール等民間施設と協働する市町村の活動を支援するとともに、情報ネットワークづくりを進めます。

【数値目標】

施策目標項目	現状値（平成15年度）	平成18年度の目標値
指導により登校できるようになった児童生徒数	532人	650人

2 - (9) 健康教育の充実

【現状と課題】

子どもたちの健康に関する今日的課題として、肥満や生活習慣病の低年齢化の進行があります。これらの疾病を予防するには、栄養・運動・休養・睡眠の調和がとれた生活習慣をはじめ、自らの健康を適切に管理し、改善していく自己管理能力を身につける必要があります。

さらに、近年、不安感やストレスの増大、保健室登校、薬物乱用、性感染症などの新たな課題もあります。これら心身の健康問題への適切な対応を図るため、健康に関する正しい知識を身につけ理解を深める健康教育を行う必要があります。

学校における食に関する指導をより効果的に進めるため、平成16年5月、学校教育法が改正され、食に関する指導と学校給食の管理を一体として行う栄養教諭制度が創設されました。この制度の導入に向けて、市町村に周知を図るとともに諸般の準備を進めています。

また、安全・安心な地域食材を学校給食や食に関する指導に活用することによって、子どもたちが地域の食文化を体験し、郷土への関心を深め、食事を通じて自らの健康管理ができるよう取り組む必要があります。

【今後の取組方向】

児童生徒の健康の増進を図るため、学校保健法に基づいた健康診断の実施と疾病予防を進めるとともに、学校保健の中核となる養護教諭の資質向上を図ります。また、学校における健康問題の解決や健康づくりの推進のため、学校保健委員会活動の活性化を図ります。

食に関する指導を充実させるため、栄養教諭の導入を進めるとともに、地産地消のモデル地域を拡大し、関係機関との連携のもと地域食材の学校給食への導入を進めます。

また、安全・安心な学校給食を確保するため、衛生管理及び品質管理の徹底を図ります。

【平成18年度までの主な取組内容】

児童生徒の健康管理及び健康教育の充実

- ・ 児童生徒の心身の健康問題に対応した事例検討会や研修会を開催し、養護教諭の資質向上を図ります。
- ・ 学校、家庭及び地域保健の連携を推進するとともに、学校保健委員会の実践事例集を作成するなど、学校保健活動を推進します。

食に関する指導及び学校給食の充実

- ・ 栄養教諭の認定講習を実施するなど栄養教諭の導入を進めます。
- ・ 学校給食への地産地消を推進するため、モデル地域での地域食材の供給体制の整備を行うとともに、様々な実践を県内の学校や県民に広く紹介していきます。
- ・ 学校給食の衛生管理及び品質管理の徹底を図るとともに、ドライ運用（床を濡らさない運用）による県立学校の給食施設設備の整備を進めます。
- ・ 食の安全・安心確保に係る高校生向け教材を作成するとともに、食生活について学習するコンクールを開催するなど、高校生が食品を選択する意識の向上を図ります。（生活部）

【数値目標】

施策目標項目	現状値(平成16年度)	平成18年度の目標値
地域食材を給食や学習に活用する供給体制の整備を推進するモデル地域数	5地域	15地域

3 楽しい学校づくりをめざします

3 - (1) 子どもの主体性の尊重

【現状と課題】

これからの社会を生きる子どもたちは、創造的に考え、主体的に行動する力を備えることが必要です。そのため、学校教育においては、柔軟な教育システムを活用して児童生徒の個性を生かすとともに、自ら学び、自ら考える「生きる力」を育成しています。

小学校低学年における生活科や、それ以外の小・中・県立学校における総合的な学習の時間では、児童生徒の興味・関心等に基づく体験的な学習や、自ら調べ、まとめて、発表するという問題解決的な学習を行い、社会の変化に主体的に対応することができる能力を育成しています。

また、中学校においては、教科の選択幅を拡大し、知識を教え込むことになりがちであった教育から、自ら学び、自ら考える教育へと転換を図り、生徒が主体的に学んでいます。

進路指導についても、自らの意思により適切な進路を選択することができるよう、ガイダンス機能などの充実を図っています。

高等学校においては、生徒の多様な興味・関心に対応できる柔軟な教育システムとして、総合学科や単位制課程の導入を進めており、平成16年度までに総合学科を7校、単位制高等学校を15校設置しました。また、普通科についても特色あるコースの導入を図り、中学生の進路について選択幅の拡大に努めています。

【今後の取組方向】

児童生徒が、自ら学び、自ら考え、主体的に活動することができるよう、身近な人々、社会及び自然と直接かかわる活動や体験を重視した生活科や総合的な学習の時間を充実します。

中学校においては、適切な進路選択を行うための進路指導を充実するとともに、生徒が主体性を身につけ、意欲的に学ぶために、選択教科を拡充します。

総合学科や単位制課程の設置など、新しい教育システムを導入した高等学校のこれまでの成果を検証し、柔軟な教育システムの拡充を図ります。

また、生徒の興味や関心に応じた、科目選択が可能な教育課程の編成を一層進め、各高校学校の特色化・魅力化を推進します。

【平成18年度までの主な取組内容】

生活科や総合的な学習の時間の充実

生活科や総合的な学習の時間で学ぶ課題と他教科等との関連を明確にするなど、児童生徒の主体性がより一層発揮できるよう、授業改善を進めます。

中学生の進路指導の充実と選択教科の拡大

- ・ 県立学校との連携を強化し、体験入学の機会を確保するなど、きめ細かな進路指導を行います。
- ・ 生徒が自らの能力や興味・関心に応じた学習ができるよう、選択教科を拡大します。

総合学科の設置校や単位制の導入等柔軟な教育システムの推進

- ・ 総合学科や単位制課程設置校の充実を図るとともに、成果と課題について検証します。
- ・ 高等学校で、生徒の実態を踏まえた多様な選択科目を開設するなど、教育課程のより一層の工夫改善を進めます。

【数値目標】

施策目標項目	現状値(平成16年度)	平成18年度の目標値
全日制課程における総合学科設置校・単位制導入校の数	13校	14校

3 - (2) 子どもの良さを伸ばす指導と評価の充実

【現状と課題】

日本の子どもたちの学力については国際的に上位にあるものの、学習意欲が高くないことや、学習習慣が十分に身につけていないことが、OECD（経済協力開発機構）などの国際的な調査において明らかになっています。

現在、基礎・基本の学力を定着させるとともに、それを基に体験的な学習や問題解決的な学習などを通して、思考力や判断力、表現力を育成するなど、一人ひとりに応じたきめ細かな教育を進めています。

児童生徒の学習の定着状況を客観的に把握し、授業の改善等に反映させるなどの取組も行われています。

また、学習の評価については、これまで行われてきた相対評価では一人ひとりの良さを引き出すという点で十分な評価が困難なことから、目標に準拠した評価（絶対評価）を取り入れ、各小・中学校においては評価の規準づくりや、より良い評価方法についての研修を進めてきました。今後も評価に対する児童生徒や保護者の信頼を一層高めていく必要があります。

【今後の取組方向】

基礎学力の向上に関するこれまでの研究成果や、学力調査を指導に生かす取組を行っている市町村からの報告をもとに、指導方法等の工夫改善の取組を各小・中学校に提供していきます。

学力調査等により児童生徒の学習状況を把握して、その結果を分析することにより、指導方法等の工夫改善に取り組む市町村を支援します。また、小学校と中学校が連携を深め、中学校進学に伴う生活面や学習面での変化から生じる不安や課題を取り除くなど、小学校から中学校への移行を円滑にすることにより、子どもたちが安心して学習に取り組める環境整備を進め、学力の定着と向上を図ります。

さらに、小・中学校で行われている評価について検証するとともに、各学校における評価規準の見直しや教員の評価方法のスキル向上のための研修会を充実し、評価の客観性や信頼性を高めていきます。

【平成18年度までの主な取組内容】

指導方法の工夫改善に対する支援

基礎学力の向上に関する研究成果や指定校の取組、学力調査を指導に生かす取組を行っている市町村からの報告を各学校に情報提供するとともに、指導主事の学校訪問を通じて各学校の指導方法等の工夫改善を支援します。

学力調査等を行う市町村への支援

学力調査等の結果を基に指導方法等の工夫改善に取り組む学校が増えるよう、市町村を支援します。

評価についての検証と教員研修の充実

- ・ 中学校で実施されている評価の客観性や信頼性を高めるため、高校入試の調査書の評定を基に評価の検証を行います。
- ・ 評価に関する研修講座を開催するとともに、教育事務所単位で小・中学校の評価のあり方を具体的に情報交換する研修会を開催するなど、評価に関する教員のスキル向上のための研修を充実します。

小学校から中学校への移行の円滑化の推進

合同学習や合同行事による児童生徒の交流や交換授業等による教員の交流など、小学校と中学校の連携を深め、その移行が円滑に行われるようモデル的な取組を進めます。

【数値目標】

施策目標項目	現状値(平成16年度)	平成18年度の目標値
学力調査等を活用した「わかりやすい授業」への工夫改善の取組への支援 (市町村数)	16市町村	20市町村

3 - (3) 安全で快適な学習環境づくりの推進

【現状と課題】

平成14年4月には県内18市町村が「東海地震に係る地震防災対策強化地域」に、また、平成15年12月には全市町村が「東南海・南海地震防災対策推進地域」に指定されており、児童生徒の安全を確保するため、学校施設の耐震化に取り組むことが必要です。平成15年度末現在の耐震建物率は、県立学校で82.1%、小・中学校で67.0%ですが、今後も計画的な整備が必要です。

また、児童生徒が地震や津波に対する知識や行動力を身につけるため、各学校では防災教育に取り組んでいます。こうした取組を支援するため防災教育用ビデオを作成し、活用を進めています。さらに、防災教育推進校を中心に防災出前授業を実施しており、今後も継続的に取り組みます。

「三重県バリアフリーのまちづくり推進条例」に沿って、安全で快適な学習環境を整備することが求められており、公立の小・中・高等学校（床面積2,000m²以上）については、エレベータ設置の遵守義務規定が新たに設けられました。

今後、施設整備を進めるにあたっては、誰もが使いやすい設計という考え方に立ち、健康や環境に配慮した取組が必要です。

学校への不審者の侵入や登下校時の児童誘拐事件、多数の声かけ事案等が発生しています。このため、保護者や関係機関と連携し、不審者侵入時に備え、また、登下校時の安全を確保するため、学校の危機管理体制を充実する必要があります。

【今後の取組方向】

県立学校の耐震工事を推進するとともに、小・中学校の耐震工事の促進を図ります。

児童生徒が地震や津波等の災害から自らの命を守る方法を身につけ、状況に応じた確かな行動がとれるよう防災教育を推進するとともに、災害に備えて学校の防災危機管理体制を充実します。

誰もが使いやすい設計という考え方に立ち、県立学校施設のバリアフリー化に取り組みます。また、施設の改修にあたっては、老朽化した建物の改築や大規模改修等を計画的に進めるとともに、児童生徒や地域の人々にとって魅力ある学校づくりを進めます。

不審者侵入時や登下校時の安全等、児童生徒の安全を確保するため、各学校において危機管理マニュアルの整備や防犯訓練等を実施し、地域と連携した安全・安心な学校づくりを推進します。

【平成18年度までの主な取組内容】

県立学校及び小・中学校の耐震工事の推進

県立学校の耐震工事を実施するとともに、小・中学校の耐震工事を促進します。

防災教育の推進

- ・ 防災学習用パンフレットを作成し、授業で活用するとともに、平成16年度に作成・配付した防災教育用ビデオなどを活用して、すべての学校で防災教育を進めます。
- ・ 防災教育推進校を中心に、防災に関する講話や起震車による地震体験、タウンウォッチングによる防災マップづくりなど、学校における防災教育を支援します。
- ・ 学校防災ハンドブックを作成して全教職員に配付するとともに、防災に関する研修会を開催するなど、指導者の育成を進めます。
- ・ 巨大地震や東海地震警戒宣言などを想定した訓練を、すべての学校で年1回以上実施します。

県立学校におけるバリアフリー化の推進

児童生徒及び教職員が不自由なく学校生活を送ることができるよう、エレベータ、多機能トイレを設置するとともに、スロープ、手すりなどについても計画的な設置を進めます。

健康・環境に配慮した学校づくりの推進

温かみと潤いのある教育環境づくりに効果が見込める木材や、有害化合物の発生を低減させる建築材料を積極的に利用した施設整備を進めます。また、県立学校への太陽光発電設備の設置を計画的に行います。

児童生徒の安全確保と安全教育の充実

- ・ 「犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり条例」の指針に基づき、学校や通学路等における児童等の安全を確保する対策が進むよう、市町村教育委員会に働きかけていきます。
- ・ 各学校における危機管理マニュアルの見直しや学校安全点検、防犯訓練等が円滑に行われるよう、支援します。
- ・ 安全教育担当者を対象に防犯研修会を開催します。

【数値目標】

施策目標項目	現状値(平成16年度)	平成18年度の目標値
県立学校の耐震建物率()	85.6%	95%

非木造2階建て以上又は床面積200㎡を超える県立学校建物のうち、建築年次や耐震判定結果及び耐震補強工事により、耐震性が確認された建物の延床面積の割合

3 - (4) スポーツと教育の推進

【現状と課題】

日常生活の中で、外で遊んだり走ったりするなどの運動の機会が減っていることもあり、子どもたちの体力・運動能力が低下する傾向にあります。

このため、学校においては、児童生徒が生涯を通じて運動に親しむ習慣を身につけ、その能力を高めるための取組が大切です。

体育の授業においても、児童生徒が、自ら考え、工夫することにより、運動の持つ楽しさを感じるとともに、一人ひとりに応じた運動の課題を設定し、その課題の解決をめざした学習（課題解決的な学習）の充実を図っているところです。平成16年度までには、小学校の91%、中学校の92%、高等学校の93%が課題解決的な学習を取り入れました。

また、各学校では、児童生徒の体力を把握するための体力テストを実施しています。今後は、そのテスト結果を分析し、教育活動全体を通じた体力づくりに取り組む必要があります。

多くの生徒が、中学校・高等学校の運動部で活動しています。しかし、運動部活動への参加生徒数の減少や、指導者の不足・高齢化などにより、一部では部活動を継続することが困難な状況が生じており、運動部活動を活性化させる必要があります。

【今後の取組方向】

児童生徒が、自ら考え、工夫し、行動することによって、体力・運動能力を高める課題解決的な学習を推進し、体育（保健体育）の授業を充実します。

体力テストの結果を活用した、体力づくり活動を推進します。

児童生徒の多様なスポーツニーズに応えるため、外部指導者の導入や地域との連携を深めるなど、運動部活動の活性化を進めます。

【平成18年度までの主な取組内容】

教員の資質の向上

体育（保健体育）の授業において課題解決的な学習を推進するため、担当教員の資質向上の研修会を開催します。

体力づくり事業の充実

- ・ 体力テストの結果の分析・活用例を各学校へ情報提供するとともに、体力づくりに関する啓発活動を行います。
- ・ 小学校において、体力づくり研究推進校を指定し、体力づくり活動を推進します。
- ・ 県立学校のトレーニング機器の整備を進めます。

運動部活動の活性化

- ・ 外部指導者の導入を図るとともに、指導者の資質向上のための研修会を開催します。
- ・ 運動部と地域のスポーツクラブが合同練習をするなど、地域スポーツとの連携を進めます。

運動部活動への支援

- ・ 全国・東海・県レベルの大会の開催や、全国・東海大会への生徒の参加を支援します。
- ・ 日本と韓国の高校生が、ラグビーや自転車競技等で交流する日韓スポーツ交流事業を実施します。

【数値目標】

施策目標項目	現状値（平成16年度）	平成18年度の目標値
課題解決的な学習の実施率（ ）	小学校 91% 中学校 92% 高等学校 93%	小学校 100% 中学校 100% 高等学校 100%

児童生徒一人ひとりが、自らに応じた運動の課題を設定し、その課題の解決をめざした学習（課題解決的な学習）を実施している学校の割合

3 - (5) 教員の資質の向上

【現状と課題】

学校週5日制による授業時間の確保や様々な教育課題への対応などにより、教職員が学校を離れて資質向上のための研修を受けることが次第に困難な状況がみられます。

学校が、その教育機能を十分に発揮できるかどうかは、教職員の資質・能力によるところが大きく、経験や役割に応じた研修を充実する必要があります。

また、物的には豊かな社会になった反面、人間関係の希薄化等に起因する子どもたちの心の問題に関わって、より系統的、専門的な教育相談体制の整備も求められています。

【今後の取組方向】

児童生徒に対する深い理解と教育的愛情を備えた人材の育成に取り組みます。

教職員としての経験や役割に応じた研修が、体系的かつ効果的に実施できるよう、研修体制を整備します。

各学校におけるOJT(学校内研修)の推進、ブロック毎の教科単位の研修体制の再構築、ITを活用した教職員研修の実施により、教職員の教科等の実践的な指導力の向上に取り組みます。

児童生徒や保護者の悩みや不安を解消するため、教職員の教育相談に関する資質の向上を図ります。

指導力に課題があると考えられる教職員に対して、指導力向上のための研修の充実を図ります。

国の公務員制度改革の動向も視野に入れながら、教職員の能力開発を目的とした目標管理型の新しい評価制度を構築します。

【平成18年度までの主な取組内容】

研修体制の充実

教職員の経験や役割に応じた研修が、体系的かつ効果的に実施できるよう支援します。

- ・ OJT(学校内研修)を支援します。
- ・ ITを活用した教職員研修(ネットDE研修)用のコンテンツを充実します。
- ・ 教職員のカウンセリング研修を開催します。
- ・ 指導力向上支援研修を開催します。

教職員の人材育成

教職員人材育成アクションプランに基づいた、キャリアデザイン研修を開催します。

大学生等の教育アシスタントの活用

大学生等を教育アシスタントとして公立学校に派遣し、学校教育の充実とともに、養成段階から教員としての人材育成を図ります。

新しい教職員評価制度の構築

三重県教職員評価制度検討委員会の報告に基づき、新しい教職員評価制度を構築します。

【数値目標】

施策目標項目	現状値(平成15年度)	平成18年度の目標値
教職員一人あたりの研修への参加回数	1.28回	1.80回

4 社会の変化に対応した教育をめざします

4 - (1) 学校の適正規模・適正配置の推進

【現状と課題】

少子化の進行による中学校卒業者の減少や生徒の学習ニーズの変化に対応するため、平成13年5月に「県立高等学校再編活性化基本計画」を策定し、高等学校の適正規模について、1学年の学級数を原則として3～8学級としました。平成14年3月には、この基本計画を推進するため、「県立高等学校再編活性化第一次実施計画」(平成14年度～16年度)を策定し、具体的な実施内容とその後の方向性を示すとともに、高等学校の適正規模・適正配置と活性化を進めています。

全日制高等学校に関しては、1学年10学級以上の大規模校をおおむねなくすように努めるとともに、可能なところから8学級以下とするように取り組んだ結果、9学級以上の大規模校は15校から12校になりました。また、小規模校についても、平成14年度から順次、7地域で「協議会」を設置し、保護者や地元教育関係者とも連携をとりつつ、「第一次実施計画」の具体的な取組について検討してきました。

なお、「第一次実施計画」の進捗状況等を踏まえ、平成17年度から平成19年度を計画期間とする「県立高等学校再編活性化第二次実施計画」を策定しました。

【今後の取組方向】

「再編活性化基本計画」及び「第二次実施計画」(平成17年度～19年度)を踏まえ、高等学校の適正規模・適正配置を進めるとともに、より一層の魅力化、特色化を図ります。

また、県民から信頼される学校づくりを目指し、地域社会と連携・協力して、高等学校の再編活性化に取り組む、生徒に魅力ある教育環境の整備を計画的に推進します。

【平成18年度までの主な取組内容】

高等学校の再編整備及び活性化の推進

平成16年度策定の「再編活性化第二次実施計画」に基づき、高等学校の適正規模・適正配置を進めます。

- ・大規模校の解消
- ・小規模校は地域の「協議会」において活性化方策を検討
- ・定通ネットワーク拠点の整備
- ・専門学科の整理・統合

【数値目標】

施策目標項目	現状値(平成16年度)	平成18年度の目標値
適正規模の高等学校の割合 ()	72.4%	80%

全日制高等学校において1学年3～8学級で生徒募集している学校の割合

4 - (2) 環境教育の充実

【現状と課題】

持続可能な循環型社会を築くため、未来を担う子どもたちが生涯にわたって環境問題に目を向け、環境への負荷を少なくする行動がとれるよう、学校教育全体を通しての環境教育が必要です。

多くの学校では総合的な学習の時間等を活用して、地域の環境保全活動や資源回収活動に取り組むなどの体験的な学習を行っています。今後も、児童生徒が自ら進んで環境保全活動等を行うことができるよう環境教育の充実を図る必要があります。

県立学校においては、代表的な環境マネジメントシステムである ISO 14001 を平成 13 年度に 2 校、平成 14 年度に 6 校の合計 8 校がモデル校として認証を取得し、環境保全活動に取り組んでいます。

【今後の取組方向】

環境を大切にすることを育むとともに、一人ひとりが主体的に環境保全等に取り組む態度を育成するため、身近な自然環境や環境問題を題材として、観察・調査・見学等の体験的な学習を取り入れながら環境教育を推進します。

ISO 14001 認証取得校でのこれまでの取組の成果を活用して、三重県独自の簡易な環境マネジメントを整備し、県立学校での環境保全活動や環境教育を充実します。

【平成 18 年度までの主な取組内容】

「学校環境デー」の取組の充実

「学校環境デー」に、各学校で実践されている特色ある取組事例等を取りまとめ、広く県内の各学校に啓発していきます。また、太陽光発電の活用やソーラーカーの学習等、各学校で行われている特色ある環境教育をより一層充実します。

環境学習情報センター等の活用

小・中学校の社会見学などで、環境学習情報センター等の施設を積極的に活用するよう、働きかけます。

地域の人材による各学校での環境教育の推進

地域において環境に係る様々な活動を行っている地域の人々を学校に招き、地域社会に根ざした環境教育の推進を図ります。

「県立学校環境マネジメント」の活用

すべての県立学校で ISO 14001 や三重県独自の簡易な環境マネジメントを活用し、児童生徒と教職員が環境に関する学習や地球温暖化対策など、環境保全活動に継続的に取り組みます。

【数値目標】

施策目標項目	現状値(平成16年度)	平成18年度の目標値
簡易な環境マネジメントを活用して、地域等と連携した環境保全活動を行う県立学校数	-	15校

【現状と課題】

情報社会に対応するため、インターネットを含む多様なメディアについて、子どもたちが正しく理解し、活用することが課題となっています。そのため、適切に情報手段を活用し、情報を収集・判断・発信することができる能力（情報活用の実践力）、情報手段の特性や自らの情報活用を評価・改善するための方法等についての理解（情報の科学的な理解）、情報モラルの必要性や責任について考え、望ましい情報社会の創造に参画しようとする態度（情報社会に参画する態度）という情報活用能力の3つの要素をバランスよく育むことが必要です。

コンピュータなどを使って児童生徒に指導できる教員の割合は、全国平均を下回っており「情報の収集」、「情報の編集・加工」及び「情報の発信」といった学習活動において、的確な指導が行えるよう教職員の指導力を高める必要があります。

また、各教科において、コンピュータやインターネットを積極的に活用した授業が行えるよう、機器を整備する必要もあります。

【今後の取組方向】

発達段階に応じて、児童生徒がコンピュータやインターネットを適切に活用する能力が育成されるよう、情報教育を充実します。

コンピュータ等の情報機器の活用方法に加え、利用する際のルールやマナーなど、情報モラルの指導も含めた的確な情報教育が行えるよう、教員の指導力を高めめます。

児童生徒が、学校教育の様々な場面で情報機器が活用できるよう、機器を整備します。

【平成18年度までの主な取組内容】

児童生徒の情報活用能力の向上

- 各教科や総合的な学習の時間等において、児童生徒がコンピュータやインターネットなどに慣れ親しみ、適切に活用できる能力を身につけるよう、授業の充実を図ります。
- 中学校の技術・家庭科や高等学校の情報等の教科において、コンピュータの活用方法等の指導とともに、個人情報や著作権の保護、情報を発信する際に被害者や加害者にならないための知識や個人の責任など、ネットワーク上のモラルやルールなどの指導も充実します。
- 県立高等学校の情報学科において、高度な情報活用能力を備えた人材を育成するとともに、情報教育を効果的に行うための教育方法について研究します。

教職員の指導力の向上

- OJTを通じてすべての教職員の情報活用能力を高めるため、校内研修ができる情報スキルを持った教職員の養成研修を実施します。
- コンピュータの専門家である情報処理技術者を学校に派遣し、学習用ソフトウェアの開発や活用等について支援します。

情報教育機器設備の充実

- 県立学校のパソコン教室の整備を進め、児童生徒が日常的にコンピュータを活用できる環境づくりを進めます。
- 学校ネットワークの高速化を進め、児童生徒がインターネット等を有効に活用できる環境を整備します。

【数値目標】

施策目標項目	現状値(平成15年度)	平成18年度の目標値
コンピュータなどで児童生徒を指導できる教員の比率	51.5%	80%

4 - (4) 国際理解教育の充実

【現状と課題】

国際化の進展に伴い、子どもたちに、外国語でコミュニケーションを行う能力や、異文化を理解し、尊重し合う姿勢を育むことが大切です。

こうした観点から、小学校では外国語に触れたり、外国の生活や文化などに親しむ機会を充実し、中学校・高等学校では「聞く」「話す」を中心とした外国語の実践的なコミュニケーション能力を育成しています。

平成16年6月現在、外国語指導助手（ALT）を高等学校に49名、教育事務所に28名、合計77名を配置し、外国語の授業の補助にあたっています。今後も外国語教育の充実を図るため、外国語指導助手（ALT）のより効果的な活用を図る必要があります。

また、児童生徒が広い視野を持って文化や言葉の違いなどを理解し、異なる習慣や文化を持った人々と共に生活していくための資質を育むため、各学校においては、海外の学校との姉妹校提携や学校間交流に加え、インターネット等を活用した交流を進めています。

【今後の取組方向】

相手の意見を聞き取ったり、自分の意見を的確に伝えるなど、実践的なコミュニケーション能力の育成に重点をおいた外国語教育を推進します。

外国語教員の研修を充実し、指導力の向上と指導方法の改善に取り組むとともに、外国語指導助手（ALT）を確保し、外国語教育の充実を図ります。

国際化に対応できる人材を育成するため、国際理解や異文化理解のための教育を推進するとともに、中学校や高等学校が行う海外の学校との交流を支援します。

【平成18年度までの主な取組内容】

外国語教員等の資質の向上

外国語教員及び外国語指導助手（ALT）の指導力の向上と指導方法の改善のための研修を開催します。

外国語指導助手（ALT）の招致の推進

- ・ 県立高等学校に配置する外国語指導助手を確保します。
- ・ 外国語指導助手への研修を充実し、効果的な語学指導を行うために必要な知識や指導方法の習得を支援します。

国際理解教育の推進

- ・ 小・中学校での総合的な学習の時間等における国際理解教育を推進します。
- ・ 海外姉妹校提携や語学研修等を実施する高等学校を拡大します。

【数値目標】

施策目標項目	現状値（平成16年度）	平成18年度の目標値
英語教員集中研修受講者数	114人	125人

4 - (5) 外国人児童生徒教育の充実

【現状と課題】

県内の小・中学校における日本語指導を必要とする外国人児童生徒は、平成16年5月1日現在で763人（ポルトガル語499人、スペイン語164人など）となっています。これらの外国人児童生徒への日本語指導や適応指導を効果的に行うための指導方法を研究し、関係市町村の取組を支援するとともに、外国人児童生徒や保護者に就学の制度や進路についての情報を的確に伝えていく必要があります。

このため、不就学者の実態把握や就学に向けた適応指導・日本語指導を行う「ことばの教室」を開設するとともに、外国人児童生徒の進路を保障するため、「親と子の進路ガイダンス」を実施しています。

外国人児童生徒の指導を行う学校を支援するため、巡回相談員を教育事務所等に配置していますが、その需要は多く、効果的な指導体制が必要です。また、平成16年度から、電話とインターネットメールによるポルトガル語の相談を週5日に拡充しています。

さらに、三重県国際交流財団においても、小・中学校の外国人児童生徒担当者等を対象に日本語指導研修会の実施や教材の作成、国際交流員を学校へ派遣するなどの取組を行っています。

外国人児童生徒教育の推進にあたっては、お互いの児童生徒が異なる文化や習慣を理解し、尊重する共生社会についての認識を深めるための教育も必要です。

【今後の取組方向】

外国人児童生徒が、日本の生活に適応し、日本語で学ぶ力を身につけ、自己実現が図られるよう、巡回相談員が学校訪問する機会を増やすとともに、各学校の実態に応じた日本語指導ができるよう教職員の研修を行います。

来日間もない外国人の子どもたちへの就学指導を行うとともに、外国人児童生徒の進路を保障するため、外国人児童生徒と保護者に対して、進路情報の提供を行います。

【平成18年度までの主な取組内容】

巡回相談及び教職員の研修の充実

- ・ 要請に応じて巡回相談員を学校へ派遣し、日本語指導が必要な外国人児童生徒に対して、効果的な指導を行います。
- ・ 各学校において効果的な指導体制を確立するため、市町村や関係団体等と連携し、管理職や担当者への外国人児童生徒に関する研修を行うとともに、日本語指導のための研修も実施します。

外国人の子どもへの就学支援

学校や集会所などに設置している「ことばの教室」を増やし、来日間もない外国人の子どもたちや就学していない子どもたちに日本語指導や適応指導を行います。

外国人児童生徒の進路保障

ポルトガル語等による就学・入試等に関する資料を作成し、外国人児童生徒や保護者に対して就学や高校入試の制度及び生活等についてのガイダンスを実施します。

【数値目標】

施策目標項目	現状値(平成16年度)	平成18年度の目標値
外国人児童生徒の日本語学習支援のための研修講座受講者数(累計)	482人	600人

5 みんなで育てる教育をめざします

5 - (1) 郷土三重のよさを生かした教育の推進

【現状と課題】

小・中学校では、生活科、社会科及び総合的な学習の時間において、地域に出かけて調べるなどの体験的な学習を行っています。また、地域の人々を社会人講師として、米作りや野菜作りなども学んでいます。高等学校においても、陶芸家や熟練技能者などから技術を学ぶなど、地域の特色を生かした学習を行っています。

また、鋳物製造業や組み紐製造など郷土の地場産業や伝統産業の関係者の協力を得て、職業体験を実施しており、生徒が郷土の産業の特色を理解するとともに、勤労観・職業観の育成においても効果が現れています。

熊野古道が、世界遺産として認定され、自然と人との深い関わりの中で形成された、すぐれた文化的景観として評価されています。この郷土が誇る財産を貴重な教材として、子どもたちの興味・関心を育み、将来にわたって守り伝えていく必要があります。

近年の食習慣の変化や外食産業の普及などにより、子どもたちが地域の産物や季節の食材を味わう機会が減少しています。このため、学校給食の献立に地域の旬の素材を取り入れたり、郷土料理を調理するなど、子どもたちが郷土の食文化について理解を深める学習を進める必要があります。

【今後の取組方向】

地域の産業や文化活動に従事する人や高度な知識や技術を持つ人など、地域の人材を活用した教育を進めます。

中学校や高等学校において、地域の協力を得ながら、職場体験学習やインターンシップ等を実施し、地域の産業に対する理解や望ましい勤労観・職業観を育成します。

子どもたちが、熊野古道の自然や歴史などの魅力についての理解を深め、その大切さを次代につなげていくため、熊野古道をテーマとした特色ある教育活動を推進します。

子どもたちが、地域の特産物等に関心を持ち、地産地消についての理解を深めるよう、学習を進めます。

【平成18年度までの主な取組内容】

地域の人材を活用した教育の推進

地域の有識者や経験豊かな実務者、研究機関等の職員など地域で活躍する人々を社会人講師として招き、専門的な技術や技能、地域の産業などについて学習します。

高校生のインターンシップの推進

受け入れ企業の開拓を積極的に行うなど、高校生のインターンシップを充実し、生徒が職業や仕事に直接携わることで、望ましい勤労観・職業観の育成や学習意欲の向上等を図ります。

(生活部、教育委員会) < 1 - (3) 体験を重視した教育の推進の再掲 >

中学生の職場体験の推進

中学生の望ましい職業観や「生きる力」を育むとともに、地域の人々とのふれあいを通じて、「地域の子どもは地域で守り育てる」という気運を醸成するため、地域ぐるみで職場体験活動を進めます。(生活部) < 1 - (3) 体験を重視した教育の推進の再掲 >

地域の文化遺産を活用した教育の推進

- ・ 中学生が、熊野古道の恵まれた自然や歴史・文化についての理解を深める体験活動や交流会を開催します。
- ・ 地域の貴重な文化遺産の保存・活用を図り、本物の文化遺産にふれる機会を提供します。

食に関する指導及び学校給食の充実

学校給食への地産地消を推進するため、モデル地域での地域食材の供給体制の整備を行うとともに、様々な実践を県内の学校や県民に広く紹介していきます。

< 2 - (9) 健康教育の充実の再掲 >

【数値目標】

施策目標項目	現状値(平成16年度)	平成18年度の目標値
社会人講師が教えている高等学校の割合	84%	90%

5 - (2) 開かれた学校づくりの推進

【現状と課題】

地域に開かれ、児童生徒や保護者、地域から信頼される活力ある学校づくりを推進するため、平成16年度から、すべての県立学校とモデルとなる小・中学校が三重県型「学校経営品質」を取り入れ、学校自らが継続的な改善に取り組んでいくこととしています。

そこで、県立学校においては、「学校経営品質」において具体的な取組計画を定める「学校経営の改革方針」の策定や評価に、学校評議員が参画する機会を設けるなど、学校評議員制度を積極的に活用することとしています。

また、平成16年6月には、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、教育委員会の判断により、地域住民や保護者等が一定の権限を持って学校運営に参画する、学校運営協議会を設置することが可能になりました。

今後、各学校が、家庭や地域と連携した教育を進めていくため、教育活動その他の学校運営に関する計画やその実施状況等について、保護者や地域住民へ積極的に情報発信し、学校の様々な情報や課題を共有していく必要があります。

【今後の取組方向】

「学校経営品質」については、平成16、17年度をなじむ段階と位置づけ、その考え方や手法等の浸透と取組の拡大を図ります。平成18年度からは、学校自らが改善活動に取り組むよう支援していきます。

また、学校評議員制度の一層の活用を進めるとともに、社会人講師を招いての授業の実施や学校情報の公開、施設の積極的な開放、保護者や地域住民、教育関係者等が参画する公開授業や研究授業に取り組めます。

学校運営協議会については、県立学校への設置を検討するとともに、市町村教育委員会に対して情報提供をはじめとした支援を行っていきます。

【平成18年度までの主な取組内容】

三重県型「学校経営品質」の取組の拡大と充実

「学校経営品質」の研修会の実施や事例集・リーフレットの作成などにより、その考え方や手法の浸透を図り、学校自らが継続的な改善活動に取り組むよう支援していきます。

学校評議員制度の活用推進

「学校経営の改革方針」の策定や評価への参画状況、その他学校経営全般での活用状況を把握し、その結果を学校へ情報提供するなど、一層の活用が進むよう働きかけます。

社会人講師の活用の推進

幅広い経験や優れた知識・技術等を有する社会人や地域住民の人々を社会人講師として招くなど、地域の人材の活用を推進します。

【数値目標】

施策目標項目	現状値(平成16年度)	平成18年度の目標値
「学校経営品質」導入学校数	139校	400校

5 - (3) 地域における子どもたちの活動の機会の確保

5 - (4) 地域における子どもたちの活動の場の整備

【現状と課題】

他人を思いやる心や規範意識を備えた人間性豊かな青少年を育成するためには、地域の教育力を活性化し、奉仕活動や体験活動等の機会を充実するなど、地域で子どもを育てる環境を構築することが必要です。

このため、地域の教育力を活用して、子どもたちの体験活動等を実施する市町村や社会教育団体等を支援しています。

鈴鹿青少年センターや熊野少年自然の家等の社会教育施設においては、体験型のイベントを実施し、子どもたちの活動の機会と場を提供しています。また、自然と伝統文化に溢れる農山漁村において、自然体験・農林漁業体験などの機会を提供し、地域間、世代間の交流を進めています。

【今後の取組方向】

地域において、子どもたちを対象とする多様な活動機会と安全な活動の場が設けられるよう、社会教育施設における体験活動等の機会を充実するとともに、学校施設等の活用の拡大を図ります。

美術館や博物館、図書館の運営改善や事業展開の工夫を図り、子どもたちの活動の機会を拡充します。また、博物館整備の方向性についての検討を進めます。

子どもたちを対象とする体験活動、ボランティア活動の情報や子どもたちの活動を支える指導者に関する情報等の収集と提供の充実を図ります。

地域の教育力を活用し、子どもたちの社会性や規範意識を育む取組を推進します。

【平成18年度までの主な取組内容】

様々な体験活動の機会の確保

- ・ 地域住民が主体となり、子どもたちに様々な体験活動等の機会を提供する「子ども体験活動クラブ」を設置する市町村に、社会教育主事を派遣し、クラブの設立と運営を支援します。
- ・ 県が中心となって「三重県地域子ども教室運営協議会」を設置し、子どもたちが安心して活動できる拠点（地域子ども教室）を設ける市町村を支援します。
- ・ 放課後や週末等に、公民館等の社会教育施設や学校施設等を活用し、様々な体験活動や地域住民との交流活動を行う団体を支援します。
- ・ 地域において、青少年育成活動を自主的に行うために設立する団体を支援します。

社会教育施設における体験活動等の充実

鈴鹿青少年センターや熊野少年自然の家等の社会教育施設が実施するキャンプ等の自然体験活動を充実します。

本物の文化芸術にふれる機会の充実

美術館や博物館の巡回展示を学校等で実施し、子どもたちに芸術鑑賞の機会を提供します。

< 1 - (5) 感性を大切にした教育の推進の再掲 >

博物館整備の検討

「三重県の新しい博物館のあり方について」の提言を踏まえ、博物館の整備について検討し、方向性を示します。

地域間、世代間の交流体験活動の支援

教育機関や地域子ども会、スポーツ少年団等と連携のうえ、水田や森林、海辺などを活用した交流体験活動に関する市町村等の取組を支援します。（農水商工部）

情報提供の充実

生涯学習センターと市町村やみえこどもの城等の関係機関、民間教育事業者等とのネットワークを強化し、生涯学習センターが発信する子ども向けの体験活動等に関する情報や指導者情報等を充実します。

地域の教育力の活性化

日常、様々な形で子どもたちに接している地域の指導者が、週末や放課後に子どもたちへの統一した関わりを通じて規範意識や社会性を育むとともに、声かけや地域行事への参加を働きかけるなどの取組を進めます。＜ 2 - (7) いじめ問題への対応の一部再掲 ＞

【数値目標】

施策目標項目	現状値(平成15年度)	平成18年度の目標値
子ども体験活動クラブへの総参加者数	15,000人	17,000人
生涯学習情報提供システムへの年間アクセス数	108,570人	140,000人

【現状と課題】

三重で育まれた豊かな自然や文化遺産を直接見たり、ふれたりする体験を通じて、郷土を誇りに思い、親しみを持つことが大切です。そのため、これらの遺産について、地域と連携した保存を進め、郷土の誇りとして活用していくことが重要です。

平成16年7月には、熊野古道を含む「紀伊山地の霊場と参詣道」が世界遺産に登録されました。これからは、地域と連携して将来にわたって守り伝えていくとともに、活用を進めていくことが必要です。

また、斎宮歴史博物館等では、講座や体験事業、見学会等を通じて、地域の自然・文化遺産について学習・体験する機会を提供しています。今後も県民のニーズに対応した取組を充実していくことが必要です。

【今後の取組方向】

奈良県・和歌山県及び関係市町村と連携し、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の保存管理体制の整備を進めます。

県民のニーズに対応した体験講座や見学会などを充実し、国史跡斎宮跡をはじめとする地域の自然・文化遺産の学習など、自然や文化遺産に接する機会の拡充を図ります。

郷土の自然や歴史を生かした体験学習メニューを拡充し、教職員や生涯学習の指導者育成のための講座・研修等を充実します。

天然記念物や伝統芸能など、地域に根づいた文化財を保護継承します。

【平成18年度までの主な取組内容】

世界遺産の保存・活用

- ・ 奈良県・和歌山県とともに、世界遺産の保存と活用を図る「三県協議会(仮称)」を設置し、「保存管理計画」の策定等の支援を行います。
- ・ 世界遺産の登録を契機に、熊野古道を保全活用する事業を展開し、東紀州の活性化につなげます。(地域振興部)

自然・文化遺産を学習・体験する機会の充実

- ・ 斎宮歴史博物館や埋蔵文化財センターの遺跡発掘教室や出前講座、博物館が開催する自然観察会など、県民が実体験できる機会を提供します。
- ・ 地域の貴重な文化遺産の保存・活用を図り、本物の文化遺産にふれる機会を提供します。

< 5 - (1) 郷土三重のよさを生かした教育の推進の一部再掲 >

学校教育・生涯学習のための指導者の育成

埋蔵文化財センターの「埋蔵文化財教職員研修」や斎宮歴史博物館の「教師のための博物館講座」など、指導者の育成や資質向上のための講座や研修等を実施します。

宮川流域ルネッサンス事業の推進

地域の自然・文化を伝える宮川流域案内人の養成を進め、学校教育や生涯学習、文化財の保存・活用との連携を進めます。(地域振興部)

天然記念物の保護管理

絶滅寸前のネコギギなどの保護増殖や、カモシカなどの生息状況の調査を行いながら、関係部局や市町村と協働して、これらの天然記念物の保護管理に取り組みます。

伝統芸能の保護継承

「近畿・東海・北陸ブロック民俗芸能大会」等への参加を通じて、伝統芸能の活性化を進め、保護・継承を行います。

【数値目標】

施策目標項目	現状値(平成15年度)	平成18年度の目標値
講座・体験事業・見学会等への参加者数()	14,301人	15,200人

斎宮歴史博物館、三重県埋蔵文化財センター、博物館等が実施する講座・体験事業・見学会等への参加者数

5 - (6) 地域スポーツの推進（及び競技スポーツの充実）

【現状と課題】

健康や体力づくりに対する関心が高まっており、誰もが、いつでも、どこでも気軽にそれぞれの興味・目的、年齢や体力に応じてスポーツに親しめる機会を充実することが必要です。

このため、地域住民がスポーツに親しめる場として、総合型地域スポーツクラブが創設され、平成17年1月末現在、19市町村で24クラブが設立されました。

競技力の向上については、ジュニア期からの一貫した指導により選手を育成するため、競技種目ごとに一貫指導マニュアルを作成したところです。今後は、この活用を進めるとともに、競技団体とも連携し、県全体として取り組む必要があります。

県民の幅広いスポーツ・レクリエーション活動を進めるため、みえスポーツフェスティバルを開催しています。平成15年度には、69種目で、33,870人の参加がありました。さらに、多様なスポーツニーズに応えるため、スポーツイベントの開催に取り組む必要があります。

県営総合競技場及び鈴鹿スポーツガーデンでは、利用料金制を導入して経営の効率化を図り、サービスの向上に取り組んでいます。今後も利用しやすい施設として、県民のニーズに基づいた施設整備やサービスの向上に取り組む必要があります。

また、スポーツの場の拡充のため、県立学校の体育施設の開放を進めています。

【今後の取組方向】

誰もが、いつでも、気軽にスポーツに親しめる場として、総合型地域スポーツクラブの育成を支援します。

ジュニア期からの一貫指導システムにより、国内外の大会で活躍できる選手を育成するとともに、県内の関係団体と協働して、競技力向上に総合的に取り組みます。

県民の多様なスポーツニーズに応えるため、スポーツイベントの開催や工夫改善に取り組めます。

県営スポーツ施設の整備・充実や、県立学校の体育施設の開放など、利用者の立場に立った施設整備等を進めます。

【平成18年度までの主な取組内容】

総合型地域スポーツクラブの育成支援

- ・ 総合型地域スポーツクラブの育成を支援するため、クラブマネージャーやスポーツ指導者を養成します。
- ・ 総合型地域スポーツクラブの育成に取り組む、トップレベルの競技力を有する2つの競技チームを支援します。

競技力の向上

競技力向上に総合的に取り組むため、各競技団体と連携して、一貫指導マニュアルを活用した取組を進めるなど、競技力の高い選手の育成と各競技の指導者を養成します。

みえスポーツフェスティバルの開催

県民の皆さんが、幅広いスポーツ・レクリエーション活動を実践する場として、みえスポーツフェスティバルを開催します。

「世界新体操大会」の開催

「第29回世界新体操選手権大会」(2009年)のプレ大会として、2006年に「第6回新体操ワールドカップファイナル」を開催します。

県営スポーツ施設の整備と県立学校体育施設の開放

県営鈴鹿スポーツガーデンの機能の充実を図るため、体育館を整備します。また、県立学校体育施設の開放を進めます。

【数値目標】

施策目標項目	現状値(平成16年度)	平成18年度の目標値
総合型地域スポーツクラブの設置数及び会員数	24クラブ 13,696人	40クラブ 20,000人

5 - (7) 家庭の教育力の向上

【現状と課題】

少子化が進行する中で、核家族化や共働き家庭が一般化するとともに、地域のつながりも希薄化し、子育ての悩みや経験不足を解消することができないなどの状況があります。

県全体で総合的に取り組んでいる少子化対策の中で、教育委員会では親や家庭の教育力の向上を図るための子育て支援事業を実施しています。

今後とも地域の人材を積極的に活用し、子育て中の親をサポートする仕組みを構築するなどの支援が必要です。

【今後の取組方向】

家庭教育や子育てについての学習や交流・情報交換ができる場を設定し、より多くの親に、子育てやしつけ、家庭教育のあり方について考える機会を提供します。

市町村や関係団体等との連携・協力のもと、地域で子育てをしていこうとする機運を高めるとともに、地域における子育てを支援する人材を養成し、市町村での活用を促進します。

県や市町村における子育て支援に関する情報を収集・提供します。

子育てについての悩みや不安に対応するため、相談体制の充実を図ります。

【平成18年度までの主な取組内容】

子育て支援の充実

- ・ 親が自信を持って子育てできるよう、子どもとのコミュニケーションの方法や伸ばし方などを学ぶ学習プログラムを用いた講座を地域子育て支援センター等で開催します。
- ・ 子育て中の親や家庭の相談への対応や、地域において親子の「学び」や「育ち」を支援するための人材を養成します。
- ・ 子どもたちの発達段階に応じて、その時期の課題や悩み、情報を取り上げた家庭教育の参考資料となる「つくしんぼ」を発行し、保護者等に配付します。
- ・ 子どもたちの健やかな成長と保護者の育児不安等の解消を目指して、人材の育成・情報発信等を行う「子育て情報交流センター」の活動を通じて、子育て家庭を支援します。
(健康福祉部、教育委員会)

子育て支援への機運の醸成

家庭だけでなく地域ぐるみで親子を支えようとする機運を醸成するため、県内各地域において、「家庭教育講演会」や「いきいき親子サポート講座」等を開催します。

相談体制の充実

- ・ 県内のどこからでも、また、夜間・休日にも気軽に相談できる体制を充実します。
(健康福祉部)
- ・ 健康福祉部、教育委員会、県警本部が協働して、学校や補導センター等からの相談に対応する専門スタッフを編成し、適切な助言を行います。(健康福祉部)
- ・ 児童虐待の早期発見・早期対応を進めるため、学校、家庭と児童相談所など関係機関との連携を進めます。

【数値目標】

施策目標項目	現状値(平成15年度)	平成18年度の目標値
学習プログラムを活用した子育て講座等の参加者数	-	25,000人

(参考)

三重県教育振興ビジョン第三次推進計画における県、市町村、家庭等の連携について

教育に関する施策は、県教育委員会、市町村教育委員会、学校、家庭、地域等が連携してそれぞれの役割を果たし、総合的に取り組むことが重要です。

この表は、教育振興ビジョン第三次推進計画を進めるにあたって、より具体的な連携が行えるよう、「県教育委員会・県の役割」と「市町村教育委員会や学校、家庭、地域に期待されるもの」に分類・整理したものです。

具体的には、第三次推進計画の「平成18年度までの主な取組内容」の項目毎に、「県教育委員会・県の役割」として、主体となって取り組むものは「 」、他の団体等の取組を支援するものは「 」とし、「市町村教育委員会、公立小中学校、家庭・保護者、地域・企業等」に関しては、「主体的な取組が期待されるもの」には「 」、県教育委員会と連携・協働した取組が期待されるものには「 」として、それぞれ整理しました。

今後、市町村教育委員会や学校等の理解を深めながら、連携して取り組んでいきたいと考えています。

			県教育委員会・県の役割	市町村・家庭等に期待されるもの			
平成18年度までの主な取組内容			主体となって取り組むもの・・・ 他の団体等の取組を支援するもの・・・ (県立学校については、県教委の取組に 参画するもの)	主体的な取組が期待されるもの・・・ 県教委との連携・協働した取組が期待されるもの・・・ (小中学校については、市町村教委の取組に参画する ものを含む)			
施策名	項目名	取組内容	県教育委員会・県		市町村教委	家庭・保護者	地域・企業等
				県立学校	小中学校		
1-(1) 人権教育の充実	人権尊重の学校づくりの推進	地域とともに学校づくりを行う拠点校(ビー・コンスクール)を指定し、子ども・保護者・地域住民などが参加するネットワークづくりを進め、学校や地域における人権意識の高揚を図ります。 各学校において策定した「人権教育推進計画」に基づいた、教職員が一体となった人権尊重の学校づくりを進めます。 各中学校に人権教育生徒用教材を配布し、その活用を図ります。					
	指導者の育成	様々な人権問題について教職員の理解と認識を高めるための研修会を実施し、指導者としての人材を養成します。					
	市町村への支援	市町村人権教育担当者への研修会の開催や、人権教育推進にあたっての課題等について助言を行うなど、市町村において人権教育基本方針が策定されるよう支援します。 人権教育のリーダー養成や地域住民の組織化を進める取組に対して支援します。					
	啓発冊子等の作成	県人権センターにおいて、児童生徒にも親しみやすい人権啓発冊子等を作成・配布するとともに、人権に関するポスター作品の募集を通じて、人権が尊重される社会の理念の普及を進めます。(生活部)					
1-(2) 道徳教育の充実	開かれた道徳教育の推進	地域の人材の協力や体験活動を生かした開かれた道徳教育の取組などを道徳教育推進校の協議会で取りまとめ、各学校に広めます。					
	幼稚園や小学校低学年からの道徳教育の充実	道徳教育専門研修を開催し、教職員の指導力の向上を図るとともに、指導主事の学校訪問を通して、幼稚園や小学校低学年から、命の大切さや思いやり等の心を育てる指導を繰り返していきます。					
	道徳教育推進講座の開催	管理職等を対象とした道徳教育推進講座(研修会)を開催し、学校において道徳教育を推進する教職員の指導力向上に取り組めます。					
1-(3) 体験を重視した教育の推進	体験を重視した教育活動の実施	小学校の生活科では、児童の生活している場所に出かけ、地域の人々から話を聞くなどの学習活動を行うとともに、小・中学校の総合的な学習の時間で自然体験やボランティア活動などの社会体験活動を行うなど学校教育全体を通して体験的な学習を実施します。 体験活動を推進しているモデル校における取組の成果を小・中学校に提供するなど、体験的な学習を推進します。					
	専門性を生かした体験的な学習の推進	産業界と専門高校等が連携し、企業での連続した実習や年間を通じた実習を通して専門的な知識や技術・技能を身につけ、望ましい「勤労観・職業観」を育成する日本版デュアルシステムを推進します。 仕入れから商品販売までの実践的な学習を通して、将来、経営に参画できる人材を育成する「起業家精神の育成及びベンチャービジネス学習」を実施します。					
	高校生のインターンシップの推進	受け入れ企業の開拓を積極的に行うなど、高校生のインターンシップを充実し、生徒が職業や仕事に直接携わることで、望ましい「勤労観・職業観」の育成や学習意欲の向上等を図ります。(生活部、教育委員会)					
	中学生の職場体験の推進	中学生の望ましい「職業観や「生きる力」を育むとともに、地域の人々とのふれあいを通して、「地域の子どもは地域で守り育てる」という気運を醸成するため、地域ぐるみで職場体験活動を進めます。(生活部)					

施策名	項目名	取組内容	県教育委員会 県		市町村教委		家庭 保護者	地域 企業等
			県立学校		小中学校			
1 - (4) ボランティア教育の推進	ボランティア活動の充実	各学校における、学校行事や総合的な学習の時間の活用、ボランティア部活動など、ボランティア活動の取組を促進します。 高等学校において、ボランティア活動を通じた特色ある学校づくりを進めます。 ボランティア活動の単位認定制度を定着させていきます。 ボランティア活動に関する教員の研修を充実します。						
	地域と連携したボランティア活動の推進	ボランティア活動を進めている学校間や学校とボランティア活動に関する団体等との連携を充実し、ボランティア活動に関する情報提供が円滑に行われるよう支援します。						
1 - (5) 感性を大切に した教育の推進	本物の文化芸術にふれる 機会の充実	学校において、舞台芸術の鑑賞や文化芸術財団等が主催する文化芸術公演の実施等に加え、総合的な学習の時間等で芸術家による授業を行うなど、児童生徒が優れた文化芸術にふれる機会を提供します。 地域で活動する文化団体や文化人等のボランティアと文化芸術活動を進めようとする学校との間をコーディネートするなど、学校における文化芸術活動を支援します。(生活部) 美術館や博物館の巡回展示を学校等で実施し、児童生徒に芸術鑑賞の機会を提供します。						
	学校文化部活動の充実	文化部活動へ、地域で優れた活動を行っている芸術家や伝統芸能の保持者等を外部指導者として派遣します。 高等学校の文化部活動の県内公式大会への参加を支援します。						
	高等学校芸術文化祭の充実	県高等学校芸術文化祭の開催規模の拡大を図ります。 全国高等学校総合文化祭、近畿高等学校総合文化祭への出演や出展を支援します。						
	家庭 地域における読書活動の推進	三重県子ども読書活動推進計画に基づき、保護者への啓発、学校などの指導者養成、地域の読書関係団体の活性化等について支援します。						
2 - (1) 少人数教育の推進	少人数教育の推進	小学校1、2年生で30人を基準とした学級編制(ただし、下限を25人とする)を実施し、児童一人ひとりに応じたきめ細かいきといた教育を行うことにより、基本的な生活習慣や基礎・基本の学力の定着をより確実なものとし、 中学校1年生で35人を基準とした学級編制(ただし、下限を25人とする)を実施し、基礎・基本の学力の定着を図るとともに、不登校や問題行動などを減少させ、生徒一人ひとりが充実した中学校生活を送ることができるようにします。 児童生徒一人ひとりの実態や各学校の課題に応じたきめ細かな少人数教育を支援するため、非常勤講師を配置します。						
	少人数学級の効果の検証	30人学級等少人数学級のあり方について検討するため、40人学級と比較したかたちで、授業参観や教員・保護者等へのアンケート調査を実施します。						
2 - (2) 障害児教育の充実	特別支援教育への円滑な移行	・三重県における今後の特別支援教育のあり方検討委員会」を設置し、本県の特別支援教育に関する基本的な視点及び方向性について検討を進めます。 特別支援教育を推進するためのモデル地域での取組や特別支援教育コーディネーターの養成等、各学校での推進体制を整備します。 盲・養護学校については、教育相談体制の充実や小・中学校との研修機会の共有化を進めるなど、地域における障害児教育センター的役割を果たすための体制を整備します。						
	障害児の就学前支援体制の充実	障害のある児童の早期からの教育相談、療育、就学支援等にかかる地域ネットワークを構築します。						

施策名	項目名	取組内容	県教育委員会 県		市町村教委		家庭 保護者	地域 企業等
			県立学校	小中学校				
	地域と連携した障害児者の社会的自立の支援及び共同学習の推進	市町村や企業、教育、福祉、医療、労働等関係機関が連携を強化し、適切な支援を行う個別の教育支援計画の策定や地域での就労支援体制の整備を進めます。 他校・園の幼児児童生徒との共同学習や地域の人々等とのふれあいの機会を設けるなど、学校内外での交流を進めます。						
	養護学校における医療的バックアップ体制の整備	経管栄養・吸引・導尿等の医療的なケアを要する児童生徒の教育と健康を支えるため、養護学校に看護師を配置し、医療的バックアップ体制の整備に取り組みます。						
2 - (3)	通学区域の見直しの推進	高等学校の通学区域については、今後の入学者選抜の実施状況や中学生の進路希望状況等を踏まえ、現状と課題を検証しながら慎重に検討を続けていきます。また、市町村合併に対応した通学区域の線引きを整理します。盲・聾・養護学校の通学区域についても、特別支援学校への転換や市町村合併等に伴い、児童生徒の障害の状態や地域の実情等に配慮した通学区域の整理を進めていきます。						
2 - (4)	入学者選抜制度の見直し	平成16年度三重県立高等学校入学者選抜制度検討委員会における、これまでの入学者選抜制度の成果と課題についての検討を踏まえ、制度の簡素化、受検機会の複数化、志願者の主体性の尊重という3つの観点に沿って、一層の改善を図ります。						
	中高一貫教育の改善充実	三重県中高一貫教育改善充実研究会における、連携型中高一貫教育実施校の成果と課題についての検証結果を踏まえ、教育課程の編成などにおいて計画的・継続的な教育活動の一層の改善を図ります。また、本県における今後の中高一貫教育のあり方について研究します。						
2 - (5)	乳幼児期の教育の充実	幼稚園が有している子育てに関する情報を保護者や地域へ提供するとともに、乳幼児を持つ保護者を対象とした子育て相談の充実や施設の開放等に関わる市町村の取組を支援します。 保護者や地域の意見を幅広く聞くため、幼稚園における学校評議員制度等の導入を促進します。						
	幼稚園教育課程研究協議会の開催	教員の指導力の向上のために、幼稚園の教育課程の編成及び指導上の諸問題について協議する幼稚園教育課程研究協議会を開催して幼稚園教育の充実を図ります。また、保育士の参加も求め、教育(保育)内容における、幼稚園と保育所との連携を進めます。						
	幼稚園と保育所、幼稚園と小学校の連携への取組	幼稚園と保育所の総合施設のあり方や、幼保及び幼小の連携のあり方についての取組を研究します。						
2 - (6)	高校生活への適応推進	各高等学校の教育課程やクラブ活動等について、中学生に向けての情報発信を進めます。 中学校と高等学校との連携を強化し、中高進路指導懇談会等において、中学校・高等学校を通じた一貫した進路指導のあり方を協議します。 シラバスの作成及び充実を図り、体験入学等の機会を通じて中学生や保護者へ配布するとともに、高校入学後は分かりやすい学習案内として活用します。 新入生向けガイダンスを充実します。 分かる授業や楽しい授業の実施など、学習面における適応を進めます。一人ひとりの生徒の心の悩みに対応したカウンセリングの一層の充実を図ります。						
	特別選抜制度の充実	入学者選抜において、中途退学者等を対象とした特別選抜制度を充実します。						
	転編入学、復校制度の柔軟な運用の推進	生徒の学ぶ意欲を尊重するため、転編入学や復校制度を柔軟に運用します。						
	校内生徒指導体制の充実	各学校における生徒指導の中心となる教員の資質向上のため、基礎講座及び事例検討の研修会を各ブロック単位で開催します。						

施策名	項目名	取組内容	県教育委員会 県		市町村教委		家庭 保護者	地域 企業等
			県立学校		小中学校			
2- (7) いじめ問題への対応 (暴力問題への対応)	スクールカウンセラー等の配置の充実	暴力行為等生徒指導上の課題を抱えた3学級以上の中学校(一部の高等学校)を対象として、計画的にスクールカウンセラー等を配置するとともに、スクールカウンセラー等を活用して小学校と中学校とが連携した相談体制の拡充を進めます。また、小学校には「子どもと親の相談員」等の配置を進めます。						
	教職員へのカウンセリング研修の実施	教職員のカウンセリング能力を高める研修を実施し、カウンセリングの専門性を備えた教職員を各学校に配置します。						
	学校・家庭・地域の連携の推進	学校を拠点に、保護者や地域の人々が、子どもたちと一緒に取り組む地域活動を支援するとともに、個々の生徒に対応した地域ネットワークによる「サポートチーム」の編成に取り組めます。学校警察連絡協議会を通じて、警察との連携を一層推進します。 ・日常、様々な形で子どもたちに接している地域の指導者が、週末や放課後に子どもたちへの統一した関わりを通じて規範意識や社会性を育むとともに、声かけや地域行事への参加を働きかけるなどの取組を進めます。						
	校内生徒指導体制の充実	・各学校における生徒指導の中心となる教員の資質向上のため、基礎講座及び事例検討の研修会を各ブロック単位で開催します。< 2- (6)中途退学問題への対応の再掲 > ・生徒指導上の課題を抱える中学校・高等学校に対して、豊かな経験や専門的知識をもった人材を適時に派遣し、問題行動等への適切な対応を支援します。						
2- (8) 不登校児童生徒への対応	スクールカウンセラー等の配置の充実	暴力行為等生徒指導上の課題を抱えた3学級以上の中学校(一部の高等学校)を対象として、計画的にスクールカウンセラー等を配置するとともに、スクールカウンセラー等を活用して小学校と中学校とが連携した相談体制の拡充を進めます。また、小学校には「子どもと親の相談員」等の配置を進めます。< 2- (7)いじめ問題への対応の再掲 >						
	教職員へのカウンセリング研修の実施	教職員のカウンセリング能力を高める研修を実施し、カウンセリングの専門性を備えた教職員を各学校に配置します。< 2- (7)いじめ問題への対応の再掲 >						
	教育支援センターの活動支援及び専門的な教育相談の充実	教育支援センター連絡協議会や指導員等の研修会を開催します。 各地域において、教育支援センターが中心となり学校・家庭・関係機関等の情報交換や相互に協力して不登校児童生徒や保護者を支援するなどのネットワーク体制を整備します。 県総合教育センターにおける専門的知識を活用した教育相談を充実します。						
	不登校児童生徒の社会的自立支援	教育支援センター指導員やボランティア等を家庭に派遣する市町村を支援して、訪問指導の拡充を図り、不登校児童生徒や保護者に対して適切な働きかけや支援を行います。 ・フリースクール等民間施設と協働する市町村の活動を支援するとともに、情報ネットワークづくりを進めます。						
2- (9) 健康教育の充実	児童生徒の健康管理及び健康教育の充実	・児童生徒の心身の健康問題に対応した事例検討会や研修会を開催し、養護教諭の資質向上を図ります。 ・学校、家庭及び地域保健の連携を推進するとともに、学校保健委員会の実践事例集を作成するなど、学校保健活動を推進します。						
	食に関する指導及び学校給食の充実	栄養教諭の認定講習を実施するなど栄養教諭の導入を進めます。 学校給食への地産地消を推進するため、モデル地域での地域食材の供給体制の整備を行うとともに、様々な実践を県内の学校や県民に広く紹介していきます。 学校給食の衛生管理及び品質管理の徹底を図るとともに、ドライ運用(床を濡らさない運用)による県立学校の給食施設設備の整備を進めます。 ・食の安全・安心確保に係る高校生向け教材を作成するとともに、食生活について学習するコンクールを開催するなど、高校生が食品を選択する意識の向上を図ります。(生活部)						

施策名	項目名	取組内容	県教育委員会 県		市町村教委		家庭保護者	地域企業等
			県立学校		小中学校			
3 - (1) 子どもの 主体性の 尊重	生活科や総合的な学習の時間の充実	生活科や総合的な学習の時間で学ぶ課題と他教科等との関連を明確にするなど、子どもの主体性がより一層発揮できるよう授業改善を進めます。						
	中学生の進路指導の充実と選択教科の拡大	県立学校との連携を強化し、体験入学の機会を確保するなど、きめ細かな進路指導を行います。 生徒が自らの能力や興味・関心に応じた学習ができるよう選択教科を拡大します。						
	総合学科の設置校や単位制の導入等柔軟な教育システムの推進	総合学科や単位制課程設置校の充実を図るとともに、成果と課題について検証します。 高等学校で、生徒の実態を踏まえた多様な選択科目を開設するなど、教育課程のより一層の工夫改善を進めます。						
3 - (2) 子どもの よさを伸 ばす指導 と評価の 充実	指導方法の工夫改善に対する支援	基礎学力の向上に関する研究成果や指定校の取組、学力調査を指導に生かす取組を行っている市町村からの報告を各学校に情報提供するとともに、指導主事の学校訪問を通じて各学校の指導方法等の工夫改善を支援します。						
	学力調査を行う市町村への支援	学力調査の結果を基に指導方法等の工夫改善に取り組む学校が増えるよう市町村を支援します。						
	評価についての検証と教員研修の充実	中学校で実施されている評価の客観性や信頼性を高めるため、高校入試の調査書の評価を基に評価の検証を行います。 評価に関する研修講座を開催するとともに、各教育事務所単位で小・中学校の評価のあり方を具体的に情報交換する研修会を開催するなど、評価に関する教員のスキル向上のための研修を充実します。						
	小学校から中学校への移行の円滑化の推進	合同学習や合同行事による児童生徒の交流や交換授業等による教員の交流など、小学校と中学校の連携を深め、その移行が円滑に行われるようモデル的な取組を進めます。						
3 - (3) 安全で快 適な学習 環境づく りの推進	県立学校及び小・中学校の耐震工事の推進	県立学校の耐震工事を実施するとともに、小・中学校の耐震工事を促進します。						
	防災教育の推進	防災学習用パンフレットを作成し、授業で活用するとともに、平成16年度に作成・配付した防災教育用ビデオなどを活用して、すべての学校で防災教育を進めます。 防災教育推進校を中心に、防災に関する講話や起震車による地震体験、タウンウォッチングによる防災マップづくりなど、学校における防災教育を支援します。 学校防災ハンドブックを作成して全教職員に配付するとともに、防災に関する研修会を開催するなど、指導者の育成を進めます。 巨大地震や東海地震警戒宣言などを想定した訓練を、すべての学校で年1回以上実施します。						
	県立学校におけるバリアフリー化の推進	児童生徒及び教職員が不自由なく学校生活を送ることができるようエレベータ、多機能トイレを設置するとともに、スロープ、手すりなどについても計画的な設置を進めます。						

施策名	項目名	取組内容	県教育委員会・県		市町村教委		家庭保護者	地域企業等
			県立学校	小中学校				
	健康・環境に配慮した学校づくりの推進	温かみと潤いのある教育環境づくりに効果が期待できる木材や、有害化合物の発生を低減させる建築材料を積極的に利用した施設整備を進めます。また、県立学校への太陽光発電設備の設置を計画的に行います。						
	児童生徒の安全確保と安全教育の充実	・犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり「条例」の指針に基づき、学校や通学路等における児童等の安全を確保する対策が進むよう市町村教育委員会に働きかけていきます。 ・各学校における危機管理マニュアルの見直しや学校安全点検、防犯訓練等が円滑に行われるよう支援します。 ・安全教育担当者を対象に防犯研修会を開催します。						
3 - (4) スポーツと教育の推進	教員の資質の向上	体育(保健体育)の授業において課題解決的な学習を推進するため、担当教員の資質向上の研修会を開催します。						
	体力づくり事業の充実	体力テストの結果の分析・活用例を各学校へ情報提供するとともに、体力づくりに関する啓発活動を行います。 小学校において、体力づくり研究推進校を指定し、体力づくり活動を推進します。 県立学校のトレーニング機器の整備を進めます。						
	運動部活動の活性化	外部指導者の導入を図るとともに、指導者の資質向上のための研修会を開催します。 運動部と地域のスポーツクラブが合同練習をするなど、地域スポーツとの連携を進めます。						
	運動部活動への支援	全国・東海・県レベルの大会の開催や、全国・東海大会への生徒の参加を支援します。 ・日本と韓国の高校生が、ラグビーや自転車競技等で交流する日韓スポーツ交流事業を実施します。						
3 - (5) 教員の資質の向上	研修体制の充実	教職員の経験や役割に応じた研修が、体系的かつ効果的に実施できるよう支援します。 ○JT(学校内研修)を支援します。 ITを活用した教職員研修(ネットDE研修)用のコンテンツを充実します。 教職員のカウンセリング研修を開催します。 指導力向上支援研修を開催します。						
	教職員の人材育成	教職員人材育成アクションプランに基づいた、キャリアデザイン研修を開催します。						
	大学生等の教育アシスタントの活用	大学生等を教育アシスタントとして公立学校に派遣し、学校教育の充実とともに、養成段階から教員としての人材育成を図ります。						
	新しい教職員評価制度の構築	三重県教職員評価制度検討委員会の報告に基づき、新しい教職員評価制度を構築します。						

施策名	項目名	取組内容	県教育委員会・県		市町村教委		家庭保護者	地域企業等
			県立学校		小中学校			
4 - (1) 学校の適正規模・適正配置の推進	高等学校の再編整備及び活性化の推進	平成16年度策定の「県立高等学校再編活性化第二次実施計画」に基づき、高等学校の適正規模・適正配置を進めます。 ・大規模校の解消 ・小規模校は地域の「協議会」において活性化方策を検討 ・定通ネットワーク拠点の整備 ・専門学科の整理・統合						
4 - (2) 環境教育の充実	学校環境デーの取組の充実	学校環境デーに、各学校で実践されている特色ある取組事例等を取りまとめ、広く県内の各学校に啓発していきます。また、太陽光発電の活用やソーラーカーの学習等、各学校で行われている特色ある環境教育をより一層充実します。						
	環境学習情報センター等の活用	小・中学校の社会見学などで、環境学習情報センター等の施設を積極的に活用するよう働きかけます。						
	地域の人材による各学校での環境教育の推進	地域において環境に係る様々な活動を行っている地域の人々を学校に招き、地域社会に根ざした環境教育の推進を図ります。						
	県立学校環境マネジメントの活用	すべての県立学校でISO14001や三重県独自の簡易な環境マネジメントを活用し、児童生徒と教職員が環境に関する学習や地球温暖化対策などの環境保全活動に継続的に取り組めます。						
4 - (3) 情報教育の充実	児童生徒の情報活用能力の向上	・各教科や総合的な学習の時間等において、児童生徒がコンピュータやインターネットなどに慣れ親しみ、適切に活用できる能力を身につけるよう授業の充実を図ります。 ・中学校の技術・家庭科や高等学校の情報等の教科において、コンピュータの活用方法等の指導とともに、個人情報や著作権の保護、情報を発信する際に被害者や加害者にならないための知識や個人の責任など、ネットワーク上のモラルやルールなどの指導も充実します。 ・県立高等学校の情報学科において、高度な情報活用能力を備えた人材を育成するとともに、情報教育を効果的に行うための教育方法について研究します。						
	教職員の指導力の向上	・OJTを通じてすべての教員の情報活用能力を高めるため、校内研修ができる情報スキルを持った教員の養成研修を実施します。 ・コンピュータの専門家である情報処理技術者を学校に派遣し、学習用ソフトウェアの開発や活用等について支援します。						
	情報教育機器設備の充実	・県立学校のパソコン教室の整備を進め、児童生徒が日常的にコンピュータを活用できる環境づくりを進めます。 ・学校ネットワークの高速化を進め、児童生徒がインターネット等を有効に活用できる環境を整備します。						

施策名	項目名	取組内容	県教育委員会 県		市町村教委		家庭 保護者	地域 企業等
			県立学校		小中学校			
4 - (4) 国際理解教育の充実	外国語教員等の資質の向上	外国語教員及び外国語指導助手 (ALT) の指導力の向上と指導方法の改善のための研修を開催します。						
	外国語指導助手 (ALT) の招致の推進	県立高等学校に配置する外国語指導助手を確保します。 外国語指導助手への研修を充実し、効果的な語学指導を行うために必要な知識や指導方法の習得を支援します。						
	国際理解教育の推進	小・中学校での総合的な学習の時間等における国際理解教育を推進します。 海外姉妹校提携や語学研修等を実施する県立高等学校を拡大します。						
4 - (5) 外国人児童生徒教育の充実	巡回相談及び教職員の研修の充実	要請に応じて巡回相談員を学校へ派遣し、日本語指導が必要な外国人児童生徒に対して、効果的な指導を行います。 各学校において効果的な指導体制を確立するために、市町村や関係団体等と連携し、管理職や担当者への外国人児童生徒に関する研修を行うとともに、日本語指導のための研修会も実施します。						
	外国人の子どもへの就学支援	学校や集会所などに設置している「こぼの教室」を増やし、来日間もない外国人の子どもたちや就学していない子どもたちに日本語指導や適応指導を行います。						
	外国人児童生徒の進路保障	ポルトガル語等による就学・入試等に関する資料を作成し、外国人児童生徒や保護者に対して就学や高校入試の制度及び生活等についてのガイダンスを実施します。						
5 - (1) 郷土三重のよさを生かした教育の推進	地域の人材を活用した教育の推進	地域の有識者や経験豊かな実務者、研究機関等の職員など地域で活躍する方々を社会人講師として招き、専門的な技術や技能、地域の産業などについて学習します。						
	高校生のインターンシップの推進	受け入れ企業の開拓を積極的に行うなど、高校生のインターンシップを充実し、生徒が職業や仕事に直接携わることで、望ましい勤労観・職業観の育成や学習意欲の向上等を図ります。(生活部、教育委員会) < 1 - (3) 体験を重視した教育の推進の再掲 >						
	中学生の職場体験の推進	中学生の望ましい職業観や「生きる力」を育むとともに、地域の人々とのふれあいを通して、「地域の子どもは地域で守り育てる」という気運を醸成するため、地域ぐるみで職場体験活動を進めます。(生活部) < 1 - (3) 体験を重視した教育の推進の再掲 >						
	地域の文化遺産を活用した教育の推進	県内の中学生が、熊野古道の恵まれた自然や歴史・文化についての理解を深める体験活動や交流会を開催します。 地域の貴重な文化遺産の保存・活用を図り、本物の文化遺産にふれる機会を提供します。						
	食に関する指導及び学校給食の充実	学校給食への地産地消を推進するため、モデル地域での地域食材の供給体制の整備を行うとともに、様々な実践を県内の学校や県民に広く紹介していきます。 < 2 - (9) 健康教育の充実の再掲 >						
5 - (2) 開かれた学校づくりの推進	三重県型「学校経営品質」の取組の拡大と充実	「学校経営品質」の研修会の実施や事例集・リーフレットの作成などにより、その考え方や手法の浸透を図り、学校自らが継続的な改善活動に取り組みよう支援していきます。						
	学校評議員制度の活用推進	「学校経営の改革方針」の策定や評価への参画状況、その他学校経営全般での活用状況を把握し、その結果を学校へ情報提供するなど、一層の活用が進むよう働きかけます。						
	社会人講師の活用の推進	幅広い経験や優れた知識・技術等を有する社会人や地域住民の方々を社会人講師として招くなど、地域の人材の活用を推進します。						

施策名	項目名	取組内容	県教育委員会 県		市町村教委		家庭 保護者	地域 企業等
			県立学校		小中学校			
5 - (3) 地域における子どもたちの活動の機会の確保 5 - (4) 地域における子どもたちの活動の場の整備	様々な体験活動の機会の確保	地域住民が主体となり子どもたちに様々な体験活動等の機会を提供する「子ども体験活動クラブ」を設置する市町村に、社会教育主事を派遣し、クラブの設立と運営を支援します。 県が中心となって「三重県地域子ども教室運営協議会」を設置し、子どもたちが安心して活動できる拠点（地域子ども教室）を設ける市町村を支援します。 ・放課後や週末等に、公民館等の社会教育施設や学校施設等を活用し、様々な体験活動や地域住民との交流活動を行う団体を支援します。 ・地域において、青少年育成活動を自主的に行うために設立する団体を支援します。						
	社会教育施設における体験活動等の充実	鈴鹿青少年センターや熊野少年自然の家等の社会教育施設が実施するキャンプ等の自然体験活動を充実します。						
	本物の文化芸術にふれる機会の充実	美術館や博物館の巡回展示を学校等で実施し、子どもたちに芸術鑑賞の機会を提供します。＜1- (5)感性を大切にした教育の推進の再掲＞						
	博物館整備の検討	「三重県の新しい博物館のあり方について」の提言を踏まえ、博物館の整備について検討し、方向性を示します。						
	地域間、世代間の交流体験活動の支援	教育機関や地域子ども会、スポーツ少年団等と連携のうえ、水田や森林、海辺などを活用した交流体験活動に関する市町村等の取組を支援します。（農水商工部）						
	情報提供の充実	生涯学習センターと市町村やみえこどもの城等の関係機関、民間教育事業者等とのネットワークを強化し、生涯学習センターが発信する子ども向けの体験活動等に関する情報や指導者情報等を充実します。						
	地域の教育力の活性化	日常、様々な形で子どもたちに接している地域の指導者が、週末や放課後に子どもたちへの統一した関わりを通して規範意識や社会性を育むとともに、声かけや地域行事への参加を働きかけるなどの取組を進めます＜2- (7)いじめ問題への対応の一部再掲＞						
5 - (5) 地域の自然・文化遺産の活用	世界遺産の保存・活用	奈良県・和歌山県とともに、世界遺産の保存と活用を図る「三重県協議会（仮称）」を設置し、「保存管理計画」の策定等の支援を行います。 ・世界遺産の登録を契機に、熊野古道を保全活用する事業を展開し、東紀州の活性化につなげます。（地域振興部）						
	自然・文化遺産を学習・体験する機会の充実	斎宮歴史博物館や埋蔵文化財センターの遺跡発掘教室や出前講座、博物館が開催する自然観察会など、県民が実体験できる機会を提供します。 ・地域の貴重な文化遺産の保存・活用を図り、本物の文化遺産にふれる機会を提供します。＜5 - (1)郷土三重のよさを生かした教育の推進の一部再掲＞						
	学校教育・生涯学習のための指導者の育成	埋蔵文化財センターの「埋蔵文化財教職員研修」や斎宮歴史博物館の「教師のための博物館講座」など、指導者の育成や資質向上のための講座や研修等を実施します。						
	宮川流域ルネサンス事業の推進	地域の自然・文化を伝える宮川流域案内人の養成を進め、学校教育や生涯学習、文化財の保存・活用との連携を進めます。（地域振興部）						
	天然記念物の保護管理	絶滅寸前のネコギギなどの保護増殖や、カモシカなどの生息状況の調査を行いながら、関係部局や市町村と協働して、これらの天然記念物の保護管理に取り組みます。						
	伝統芸能の保護継承	「近畿・東海・北陸ブロック民俗芸能大会」等への参加を通じて、伝統芸能の活性化を進め、保護継承を行います。						

施策名	項目名	取組内容	県教育委員会 県		市町村教委		家庭保護者	地域企業等
			県立学校		小中学校			
5 - (6) 地域スポーツの推進(及び競技スポーツの充実)	総合型地域スポーツクラブの育成支援	総合型地域スポーツクラブの育成を支援するため、クラブマネージャーやスポーツ指導者を養成します。 総合型地域スポーツクラブの育成に取り組む、トップレベルの競技力を有する2つの競技チームを支援します。						
	競技力の向上	競技力向上に総合的に取り組むため、各競技団体と連携して、一貫指導マニュアルを活用した取組を進めるなど、競技力の高い選手の育成と各競技の指導者を養成します。						
	みえスポーツフェスティバルの開催	県民の皆さんが、幅広いスポーツ・レクリエーション活動を実践する場として、みえスポーツフェスティバルを開催します。						
	世界新体操大会」の開催	第29回世界新体操選手権大会」(2009年)のプレ大会として、2006年に「第6回新体操ワールドカップファイナル」を開催します。						
	県営スポーツ施設の整備と県立学校体育施設の開放	県営鈴鹿スポーツガーデンの機能の充実を図るため、体育館を整備します。また、県立学校体育施設の開放を進めます。						
5 - (7) 家庭の教育力の向上	子育て支援の充実	親が自信を持って子育てできるよう子どもとのコミュニケーションの方法や伸ばし方などを学ぶ学習プログラムを用いた講座を地域子育て支援センター等で開催します。 -子育て中の親や家庭の相談への対応や、地域において親子の「学び」や「育ち」を支援するための人材を養成します。 -子どもの発達段階に応じて、その時期の課題や悩み、情報を取り上げた家庭教育の参考資料となる「つくしんぼ」を発行し、保護者等に配付します。 -子どもの健やかな成長と保護者の育児不安等の解消を目指して、人材の育成・情報発信等を行う子育て情報交流センター」の活動を通じて、子育て家庭を支援します。 (健康福祉部、教育委員会)						
	子育て支援への機運の醸成	家庭だけでなく地域ぐるみで親子を支えようとする機運を醸成するため、県内各地域において、「家庭教育講演会」や「いきいき親子サポート講座」等を開催します。						
	相談体制の充実	県内のどこからでも、また、夜間・休日にも気軽に相談できる体制を充実します。 (健康福祉部) 健康福祉部、教育委員会、県警本部が協働して、学校や補導センター等からの相談に対応する専門スタッフを編成し、適切な助言を行います。(健康福祉部) 児童虐待の早期発見・早期対応を進めるため、学校、家庭と児童相談所など関係機関との連携を進めます。						

「三重県教育振興ビジョン」第三次推進計画

平成17年3月

三重県教育委員会事務局教育総務室

〒514-8570 津市広明町13番地
TEL 059-224-2946
FAX 059-224-2319
E-mail kyoiku@pref.mie.jp

